



いのち支える三島市自殺対策計画（案）

～誰も自殺に追い込まれることのない三島市の実現を目指して～

2019年 月

三島市

目次

はじめに

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 目標	
第2章 三島市における自殺の特徴	2
1 自殺の現状	
2 課題	
第3章 自殺対策の基本理念、基本認識、基本方針	14
1 自殺対策の基本理念	
2 自殺対策の基本認識	
3 自殺対策の基本方針	
第4章 生きる支援施策	20
1 施策体系	
2 基本施策	
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	
基本施策3 市民への啓発と周知	
基本施策4 生きることの促進要因への支援	
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	
3 重点施策	
重点施策1 勤務問題に関わる自殺への対策の推進	
重点施策2 高齢者の自殺対策の推進	
重点施策3 生活困窮者支援と自殺対策との連動性の向上	
重点施策4 子ども・若者の自殺対策の推進	
4 評価目標	
第5章 推進体制	37

【参考資料】

第1章 計画策定の趣旨等

1 趣旨

2016年4月1日に施行された自殺対策基本法の一部を改正する法律（以下、「改正自殺対策基本法」という。）に基づき、自殺対策に関し、市や関係者の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進し、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって市民が健康で生きがいを持って暮らすことができ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に寄与することを目的として、「いのち支える三島市自殺対策計画」を策定します。

2 計画の位置付け

改正自殺対策基本法第3条第2項（地方公共団体の責務）及び第13条第2項（市町村自殺対策計画等）の規定に基づき、第4次三島市総合計画の分野別計画として、自殺総合対策大綱及び静岡県自殺対策計画である「いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」との整合性を図りながら策定するものです。

3 計画の期間

国が推進すべき自殺対策の指針として定められる自殺総合対策大綱がおおむね5年を目途に見直しを行うことから、国の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえる形で、2019年から2023年までを計画期間として内容の見直しを行います。

4 目標

（1）目指すべき姿

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

（2）数値目標

国は2026年までに2015年と比べて自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を30%以上減少させ、先進諸国の水準まで減少させることを目標としています。

こうした国の方針を踏まえつつ、本市でも数値目標として、2026年までに自殺死亡率をおおむね30%程度減少させ、国の数値目標である自殺死亡率13.0以下を目指します。

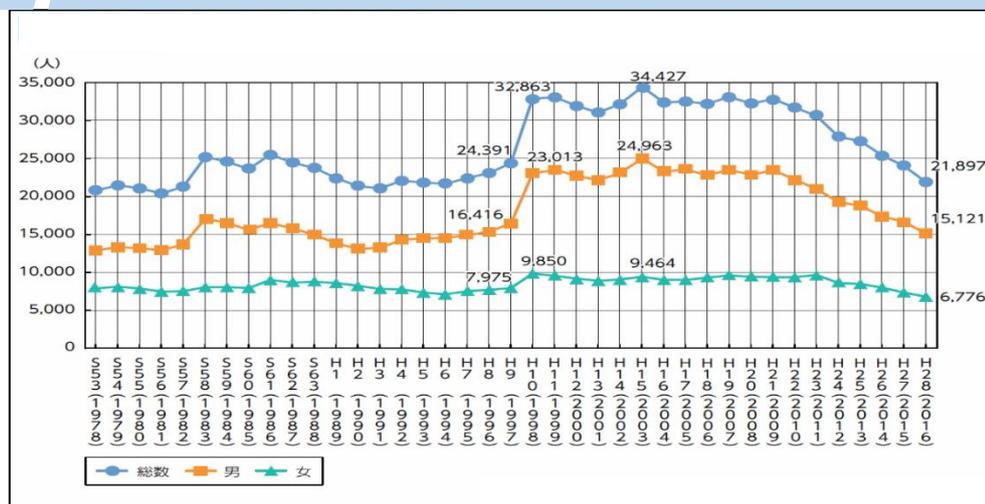
国		2015年		2026年
	自殺死亡率	10万人当たり 18.5人	→	10万人当たり 13.0人以下
	自殺者数	24,025人	→	16,000人以下
三島市		2012～2016年平均		2026年
	自殺死亡率	10万人当たり 17.8人	→	10万人当たり 13.0人以下
	自殺者数	20人	→	14人以下

第2章 三島市における自殺の特徴

1 自殺の現状

(1) 自殺者数・自殺死亡率の状況

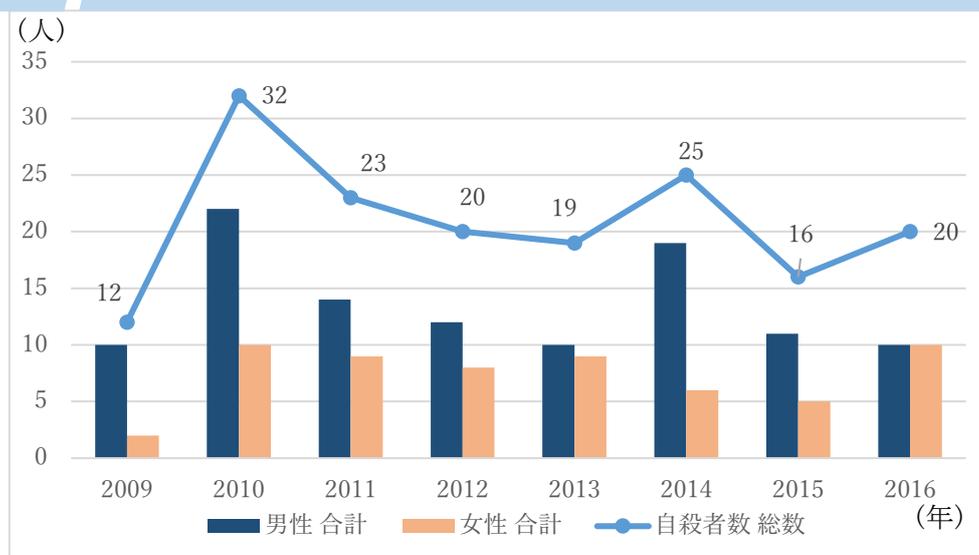
図1 国内の自殺者数の推移



出典：平成 29 年度版「自殺対策白書」

国内の自殺者数は、1998年（平成10年）の急増以降年間3万人超と高止まりしていましたが、2010年（平成22年）以降7年連続して減少し、2015年（平成27年）には1998年の急増前以来の水準となりました。しかし、依然として毎年2万人以上の人が自殺で命を落としています。

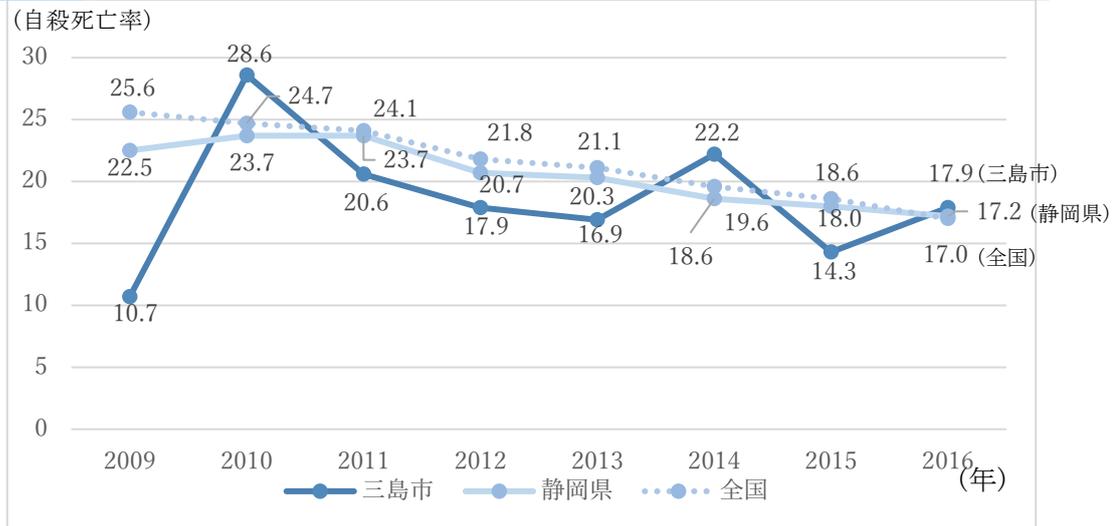
図2 三島市の自殺者数の推移



出典：地域自殺実態プロフィール（2017）

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」によると、本市の2016年の自殺者数は20人でした。2010年からの自殺者数は、20人前後で推移しており、男女別では男性の方が高い傾向が見られます。

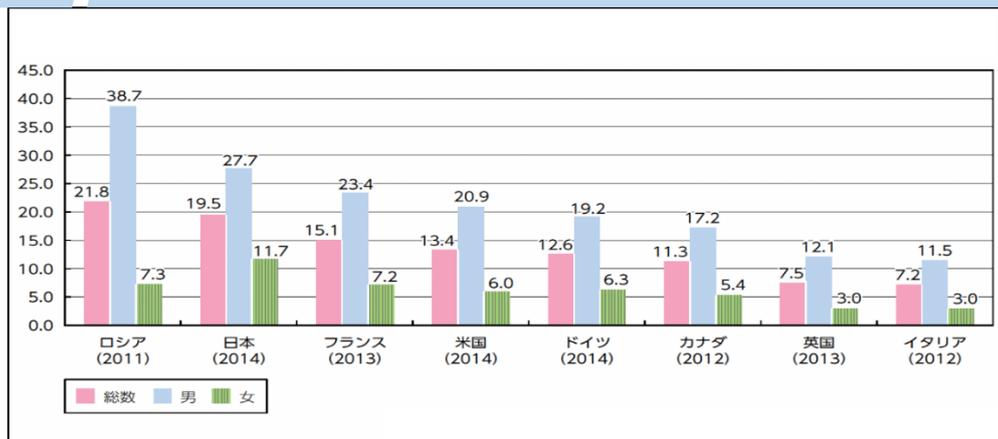
図3 三島市、静岡県及び全国の自殺死亡率の推移



出典：地域自殺実態プロファイル（2017）

三島市の自殺死亡率は、年により変動がありますが、全国や静岡県と同程度の水準で推移しています。

図4 自殺死亡率の国際比較

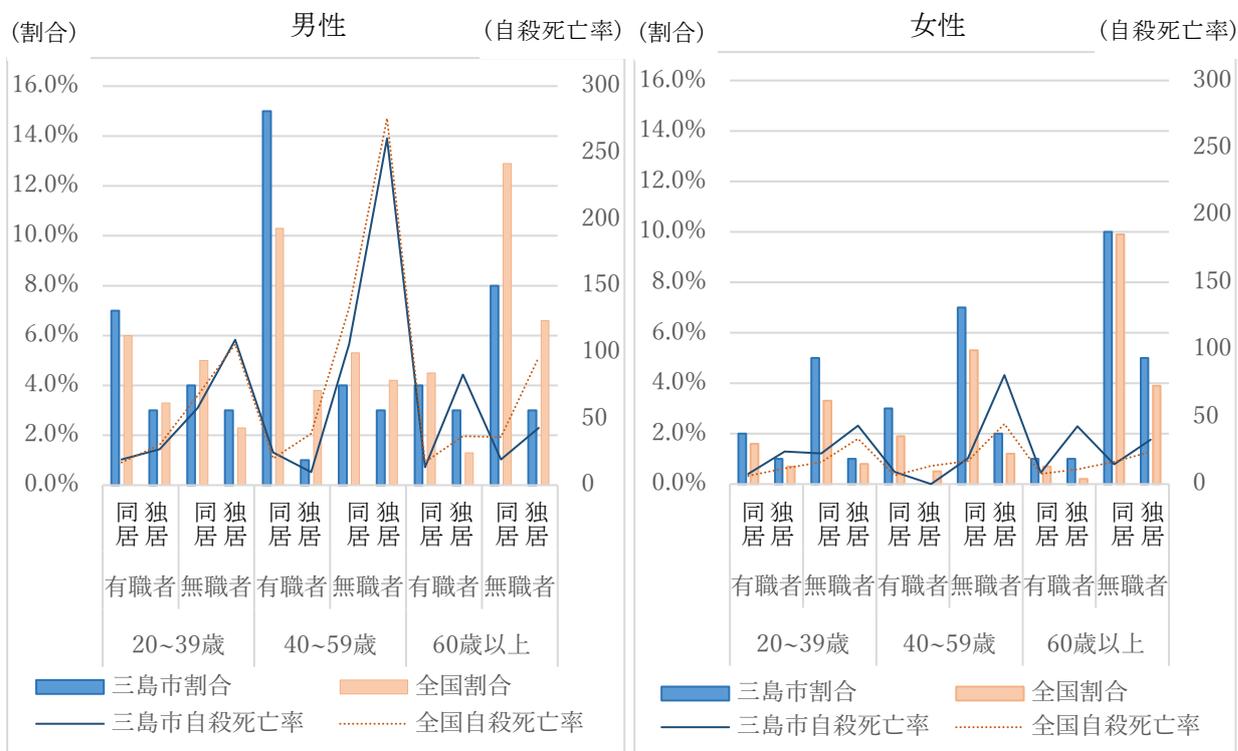


出典：市町村自殺計画策定の手引き（厚生労働省）

主要国の自殺死亡率については、ロシアが高く21.8で、日本は19.5となっています。国際比較では日本の自殺死亡率は高く、特に女性の自殺死亡率の高さが目立っています。

(2) 三島市の自殺の現状

図5 三島市の自殺の概要（男女別）



出典：地域自殺実態プロフィール（2017）

2012年から2016年までの合計で、性別、年代別、職業の有無、同居者の有無で分類した三島市の自殺の概要です。自殺者数が多く割合の高い上位5区分は次の表のとおりです。

表1 三島市の自殺の概要（男女別）の上位区分

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性 40~59歳 有職同居	15	15.0%	24.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:女性 60歳以上 無職同居	10	10.0%	14.8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性 60歳以上 無職同居	8	8.0%	19.4	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
4位:男性 20~39歳 有職同居	7	7.0%	19.2	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位:女性 40~59歳 無職同居	7	7.0%	19.0	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。
 *自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。
 **「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした。

出典：地域自殺実態プロフィール（2017）

2012年から2016年までの自殺者数の合計では、自殺者数が最も多い区分は「男性40～59歳有職同居」で15人、次いで「女性60歳以上無職同居」が10人となっています。

表2 三島市の自殺の特性の評価

区分	指標 (自殺死亡率)	ランク	注釈
総数 ¹⁾	17.8	—	
20歳未満 ¹⁾	2.0	★a	
20歳代 ¹⁾	22.1	★	
30歳代 ¹⁾	20.2	—a	
40歳代 ¹⁾	22.9	—	
50歳代 ¹⁾	22.8	—	
60歳代 ¹⁾	23.0	—	
70歳代 ¹⁾	17.5	—	
80歳以上 ¹⁾	18.9	—	
男性 ¹⁾	22.6	—	
女性 ¹⁾	13.3	★	
若年者(20～39歳) ¹⁾	21.0	★a	
高齢者(70歳以上) ¹⁾	18.0	—	
勤務・経営 ²⁾	17.3	—	
無職者・失業者 ²⁾	37.1	—	
ハイリスク地 ³⁾	85%/-15	—	
自殺手段 ⁴⁾	34%	—	

注釈

- 1) 自殺統計にもとづく自殺死亡率(10万対)。自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけた。
- 2) 特別集計にもとづく20～59歳を対象とした自殺死亡率(10万対)。自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけた。
- 3) 自殺統計にもとづく発見地÷住居地(%)とその差(人)。自殺者(発見地)1人の減少でランクが変わる場合はランクにaをつけた。
- 4) 自殺統計もしくは特別集計にもとづく首つり以外の自殺の割合(%)。首つり以外の割合が多いと高い。

ランク	
★★★/☆☆	上位10%以内
★★/☆	上位10～20%
★	上位20～40%
—	その他

参考表1) 指標の各ランクの下限と中央値(H24～H28合計)

指標	★★★	★★	★	中央値
総数(自殺死亡率10万対)	～31.2	～26.2	～21.5	20.0
20歳未満(自殺死亡率10万対)	～5.6	～3.5	～1.5	0.0
20歳代(自殺死亡率10万対)	～35.2	～26.9	～19.1	16.2
30歳代(自殺死亡率10万対)	～39.8	～29.2	～21.4	18.7
40歳代(自殺死亡率10万対)	～44.6	～33.9	～25.2	22.0
50歳代(自殺死亡率10万対)	～48.1	～38.4	～28.8	25.5
60歳代(自殺死亡率10万対)	～41.6	～32.3	～25.1	22.6
70歳代(自殺死亡率10万対)	～50.2	～37.6	～27.8	24.3
80歳以上(自殺死亡率10万対)	～57.7	～42.6	～29.5	25.1
男性(自殺死亡率10万対)	～46.6	～38.1	～30.8	28.5
女性(自殺死亡率10万対)	～20.4	～15.9	～12.6	11.5
若年者(20～39歳、自殺死亡率10万対)	～34.7	～26.7	～20.9	18.7
高齢者(70歳以上、自殺死亡率10万対)	～48.4	～37.6	～28.3	25.9
勤務・経営(20～59歳、自殺死亡率10万対)	～32.7	～24.8	～18.9	17.0
無職者・失業者(20～59歳、自殺死亡率10万対)	～81.0	～59.7	～43.5	38.8

※市区町村について全国市区町村に対するランクを評価

出典：地域自殺実態プロファイル(2017)

2012年から2016年までの三島市の自殺死亡率を、区分ごとに全国市区町村の自殺死亡率と比べてみると、「20歳未満」、「20歳代」、「女性」、「若年者(20～39歳)」の区分が、全国の上位20～40%で高い水準となっています。

表3 三島市の自殺者の原因動機別件数

自殺者数	原因・動機不詳者数	原因・動機特定者数				
100人	35人	65人				
健康問題	家庭問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
42人	8人	17人	14人	7人	0人	8人

出典：自殺統計（警察庁）

2012年から2016年までの自殺者100人のうち、原因・動機が特定できた者65人（1人3つまで計上）の原因・動機件数では、健康問題が最も多く42人となっており、次いで経済・生活問題が17人、勤務問題が14人となっています。

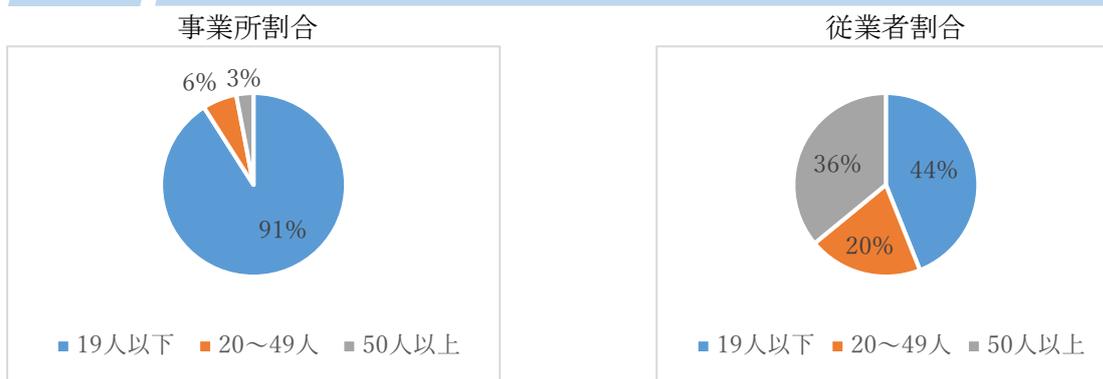
表4 有職者（職を持っている人）の自殺の内訳

職業	自殺者数	割合	(参考)県割合	(参考)全国割合
自営業・家族従業者	5人	11.9%	18.4%	21.4%
被雇用者・勤め人	37人	88.1%	81.6%	78.6%
合計	42人	100.0%	100.0%	100.0%

出典：地域自殺実態プロフィール（2017）

2012年から2016年までの合計で、有職者の自殺の内訳では、自営業者に比べて、被雇用者の方が多く、県割合や全国割合と比較しても高くなっています。

図6 三島市の事業所規模別事業所／従業員割合



出典：地域自殺実態プロフィール（2017）

市内の事業所のうち97%が労働者数50人未満の小規模事業所となっています。また、市内従業員の64%が小規模事業所に勤務しています。

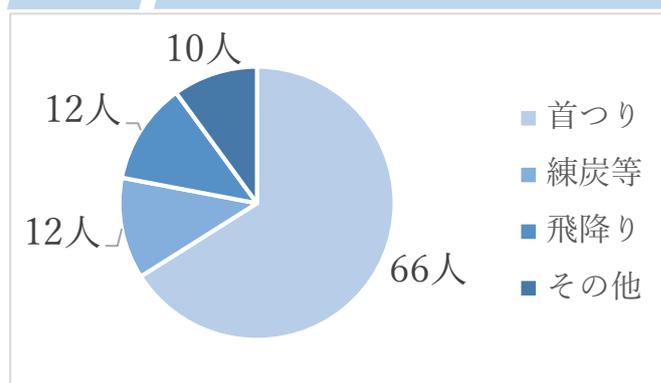
表5 60歳以上の自殺の内訳

性別	年齢階級	同居人の有無 (人数)		同居人の有無 (割合)		県割合		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	7	3	19.4%	8.3%	19.9%	10.0%	18.1%	10.7%
	70歳代	4	3	11.1%	8.3%	16.5%	5.8%	15.2%	6.0%
	80歳以上	1	1	2.8%	2.8%	9.2%	2.6%	10.0%	3.3%
女性	60歳代	6	3	16.7%	8.3%	11.1%	2.5%	10.0%	3.3%
	70歳代	3	1	8.3%	2.8%	10.0%	2.9%	9.1%	3.7%
	80歳以上	2	2	5.6%	5.6%	7.5%	1.9%	7.4%	3.2%
合計		36		100%		100%		100%	

出典：地域自殺実態プロファイル（2017）

2012年から2016年までの合計で、60歳以上の者の自殺の内訳では、男女ともに70歳代及び80歳以上に比べて、60歳代の割合が高くなっています。

図7 三島市の手段別の自殺者数



出典：地域自殺実態プロファイル（2017）

2012年から2016年までの合計で、自殺の手段別の人数です。3人のうち2人が首つりにより命を落としています。練炭等が12人で、飛降りが12人です。その他にはガス、感電、焼身、刃物及び入水等が含まれます。

第2章 三島市における自殺の特徴

(3) 年代別に見た死亡原因の状況

表6 年齢階級別死因順位（静岡県／2016年）

【総数】

年齢階級別	第1位			第2位			第3位		
	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合
10-19歳	自殺	13	32.5	不慮の事故	10	25	悪性新生物	4	10
20-29歳	自殺	65	46.1	不慮の事故	24	17	悪性新生物	19	13.5
30-39歳	自殺	76	31.8	悪性新生物	65	27.2	心疾患	21	8.8
40-49歳	悪性新生物	202	31.4	自殺	115	17.9	心疾患	88	13.7
50-59歳	悪性新生物	551	42.9	心疾患	152	11.8	脳血管疾患	130	10.1
60-69歳	悪性新生物	1996	49.1	心疾患	438	10.8	脳血管疾患	326	8
70-79歳	悪性新生物	3176	39.9	心疾患	962	12.1	脳血管疾患	737	9.3
80歳以上	悪性新生物	4702	18.9	老衰	3899	15.7	心疾患	3746	15.1

【男性】

年齢階級別	第1位			第2位			第3位		
	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合
10-19歳	自殺	9	28.1	不慮の事故（回数1位）	9	28.1	悪性新生物／先天奇形	3	9.4
20-29歳	自殺	53	50	不慮の事故	21	19.8	悪性新生物	8	7.5
30-39歳	自殺	61	38.9	悪性新生物	29	18.5	不慮の事故	18	11.5
40-49歳	悪性新生物	97	23.1	自殺	86	20.5	心疾患	67	16
50-59歳	悪性新生物	288	35	心疾患	120	14.6	脳血管疾患	88	10.7
60-69歳	悪性新生物	1296	46.3	心疾患	339	12.1	脳血管疾患	241	8.6
70-79歳	悪性新生物	2113	40.9	心疾患	634	12.3	脳血管疾患	467	9
80歳以上	悪性新生物	2605	24.1	心疾患	1437	13.3	肺炎	1220	11.3

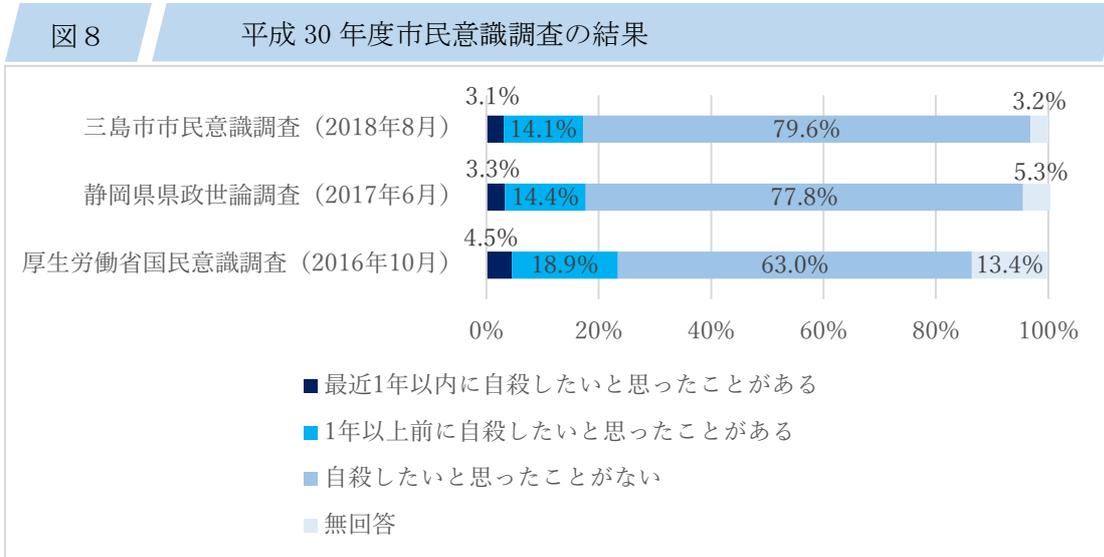
【女性】

年齢階級別	第1位			第2位			第3位		
	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合	死因	死亡数	割合
10-19歳	自殺	4	50	悪性新生物	1	12.5	不慮の事故（回数2位）	1	12.5
20-29歳	自殺	12	34.3	悪性新生物	11	31.4	不慮の事故	3	8.6
30-39歳	悪性新生物	36	43.9	自殺	15	18.3	心疾患	8	9.8
40-49歳	悪性新生物	105	47.1	自殺	29	13	心疾患	21	9.4
50-59歳	悪性新生物	263	57.2	脳血管疾患	42	9.1	心疾患	32	7
60-69歳	悪性新生物	700	55.3	心疾患	99	7.8	脳血管疾患	85	6.7
70-79歳	悪性新生物	1063	38.1	心疾患	328	11.8	脳血管疾患	270	9.7
80歳以上	老衰	2880	20.5	心疾患	2309	16.5	悪性新生物	2097	14.9

出典：静岡県自殺総合対策行動計画

静岡県における年齢階級別死因順位を見てみると、10歳代、20歳代、30歳代の第1位が自殺となっています。

(4) 市民意識調査の結果



※静岡県県政世論調査では、「最近1年以内に自殺したいと思ったことがある」と「1年以上前に自殺したいとおもったことがある」の重複回答が可

※厚生労働省国民意識調査では、「自殺したいと思ったことがあるが時期については未回答」が0.2%

2018年度（平成30年度）に実施した市民意識調査にて、「あなたは、これまでの人生の中で、本気で自殺をしたいと考えたことがありますか。」の質問に対して、「最近1年以内に自殺したいと思ったことがある」が3.1%、「1年以上前に自殺したいと思ったことがある」が14.1%、「自殺したいと思ったことがない」が79.6%でした。

本調査とは別の厚生労働省の国民意識調査及び静岡県県政世論調査における同質問の結果と比較すると自殺したいと思ったことがある割合は低くなっています。

市民意識調査の概要

調査地域	三島市全域
調査対象	三島市在住の18歳以上の男女
標本数	2,000人
抽出方法	単純無作為抽出
調査方法	郵送調査、インターネット調査
調査期間	平成30年5月14日から5月31日まで

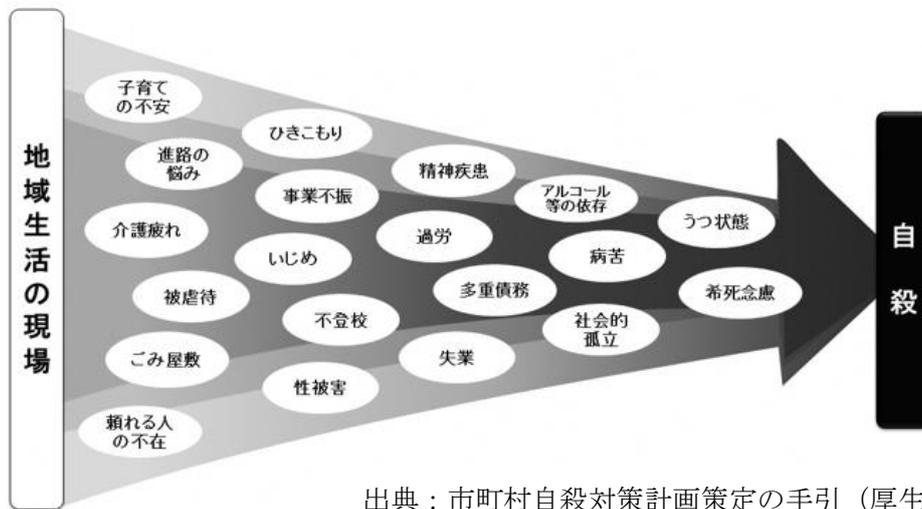
表7 平成30年度市民意識調査の結果(性別、年代別、職業別、居住地区別)

		問 現在、自殺予防対策が求められておりますが、あなたは、これまでの人生の中で自殺をしたいと思ったことがありますか。(〇は一つ)				
		1年以上前に自殺したいと思ったことがある	最近1年以内に自殺したいと思ったことがある	自殺したいと思ったことがない	無回答	全体
性別	全体	157 14.1	35 3.1	888 79.6	36 3.2	1116 100.0
	男性	60 12.4	16 3.3	396 82.2	10 2.1	482 100.0
	女性	94 15.8	18 3.0	464 78.0	19 3.2	595 100.0
年齢	10代・20代	13 19.4	3 4.5	50 74.6	1 1.5	67 100.0
	30代	29 24.4	5 4.2	82 68.9	3 2.5	119 100.0
	40代	41 20.9	7 3.6	141 71.9	7 3.6	196 100.0
	50代	35 19.3	7 3.9	138 76.2	1 0.6	181 100.0
	60代	25 10.6	8 3.4	196 83.1	7 3.0	236 100.0
	70代以上	12 4.1	5 1.7	264 89.5	14 4.7	295 100.0
	職業	農林漁業	2 11.1	- -	16 88.9	- -
会社員・公務員		69 19.2	13 3.6	271 75.5	6 1.7	359 100.0
商工自営業・自由業		7 13.5	1 1.9	42 80.8	2 3.8	52 100.0
パート・アルバイト		26 17.0	5 3.3	118 77.1	4 2.6	153 100.0
専業主婦・専業主夫		24 13.6	3 1.7	143 80.8	7 4.0	177 100.0
学生		4 19.0	- -	17 81.0	- -	21 100.0
無職		18 6.8	11 4.2	224 84.8	11 4.2	264 100.0
その他		4 8.7	- -	40 87.0	2 4.3	46 100.0
居住地区		旧市内	59 16.9	19 5.4	264 75.4	8 2.3
	北上	34 13.9	5 2.0	199 81.2	7 2.9	245 100.0
	錦田	24 12.8	2 1.1	159 84.6	3 1.6	188 100.0
	中郷	27 12.2	5 2.3	182 82.4	7 3.2	221 100.0

同調査では、自殺したいと思ったことがあると回答した割合が高いのは、男女別では、「女性」、年齢別では「30代」、職業別では「会社員・公務員」、居住地区では「旧市内」となっています。

(5) 自殺の原因（危機経路）

図9 自殺の危機要因イメージ図

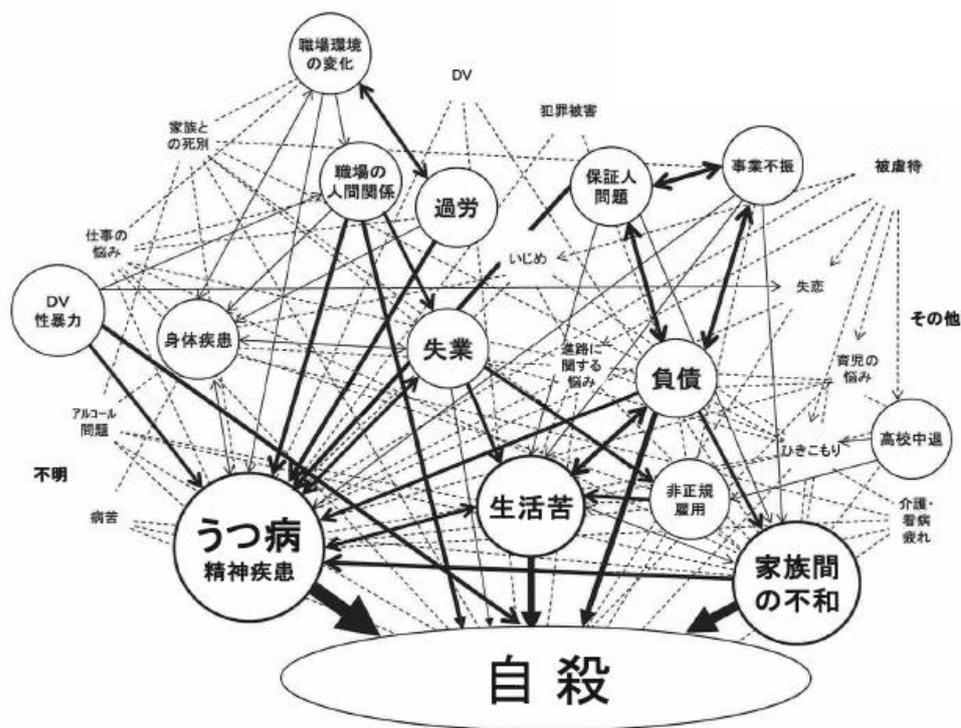


出典：市町村自殺対策計画策定の手引（厚生労働省）

社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化・複合化しています。複雑化・複合化した問題が最も深刻化したときに自殺が起きるとされています。

図9にあるとおり、危機要因の一つひとつは、日常生活の中に見られるありふれた問題であることから、自殺は誰にでも起こり得る危機で、決して特別なことではないことが分かります。

図10 自殺の危機経路



出典：自殺実態白書（NPO 法人ライフリンク）

図10は、NPO 法人ライフリンクが行った自殺の実態調査から見てきた「自殺の危機経路」です。自殺の背景には様々な「危機要因」が潜んでおり、平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされていることや自殺に至る理由が決して単純ではないことが分かりました。

まるの大きさは要因の発生頻度を表しています。まるが大きいほど、その要因が抱えられていた頻度が高いということです。また矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど、因果関係が強いということです。

このことから、特定の要因への対策だけでは効果が薄く、様々な分野からの複数の要因への総合的な対策が求められます。

2 課題

- 本市の自殺者数は、年間20人前後で推移しており、男女別では、男性の方が多くなっています。(図2)
- 本市の自殺死亡率は、年により変動があり、過去5年では、2か年で全国平均や県平均を上回っています。(図3)
- 年代別自殺者数では、男性では40～59歳、女性では60歳以上が最も多くなっています。(図5)
- 性別、年代別、職業の有無、同居者の有無での分類では、自殺者数の多い順に次の傾向が見られます。(表1)
 - ①男性40～59歳有職同居の区分が最も多く、過労や仕事上の悩みなどがうかがわれる
 - ②女性60歳以上無職同居の区分が次に多く、加齢による病気などがうかがわれる
 - ③男性60歳以上無職同居の区分がその次に多く、生活苦や病気などがうかがわれる
- 本市の自殺の特性では、20歳未満、20歳代、女性、若年層(20～39歳)の区分で自殺死亡率が全国市区町村の中で上位20～40%になっています。(表2)
- 原因動機別件数では、健康問題が最も多く、次いで経済・生活問題、勤務問題が多くなっています。(表3)
- 有職者の自殺の内訳では、自営業・家族従業者に対する被雇用者・勤め人の割合が、全国割合や県割合に比べて高くなっています。(表4)
- 60歳以上の自殺の内訳では、全国・県割合と比べて、60歳代の割合が高くなっています。(表5)
- 手段別の自殺者数では、3人のうち2人が首つりを手段として選択しています。(図7)
- 市民意識調査では、「最近1年以内に自殺したいと思ったことがある」と「1年以上前に自殺したいと思ったことがある」の割合が、全国・県割合より低くなっています。(図8)

第3章 自殺対策の基本理念、基本認識、基本方針

1 自殺対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進するものです。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

2 自殺対策の基本認識

基本認識 1

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、
防ぐことができる社会的な問題

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられなかったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれたりする過程と見ることができます。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができます。自殺が個人的な問題として捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な問題として捉える必要があります。

基本認識 2

自殺者数は減少傾向にあるが、
非常事態はいまだ続いている

国内の自殺者数は、1998年（平成10年）の急増以降年間3万人超と高止まりしていましたが、2010年（平成22年）以降7年連続して減少し、2015年（平成27年）には1998年（平成10年）の急増前以来の水準となりました。自殺者数の内訳を見ると、この間、男性、

特に中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていませんが、自殺死亡率は着実に低下してきており、また、高齢者の自殺死亡率の低下も顕著です。

しかし、若年層では、20歳未満は自殺死亡率が1998年（平成10年）以降おおむね横ばいであることに加えて、20歳代や30歳代における死因の第一位が自殺であり、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低くなっており、非常事態はまだまだ続いていると言わざるをえません。

基本認識3

地域レベルの実践的な取り組みを
PDCAサイクルを通じて推進

2016年（平成28年）に自殺対策基本法が改正され、都道府県及び市町村は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定することとなりました。地域自殺対策計画を策定するにあたり、国から地域特性ごとに類型化した自殺対策事業案の提供を受け、それぞれの計画に取り込み、自殺対策事業を推進していきます。その後、地方公共団体等が実施した自殺対策事業の成果等を国で分析して、さらに精度の高い事業案を地方公共団体等に還元することとしています。

自殺総合対策とは、このようにして、国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく取組です。

3 自殺対策の基本方針

基本方針1

生きることの包括的な支援として推進する

<社会全体の自殺リスクを低下させる>

自殺は、その多くが防ぐことができるものであり、社会の努力で避けることのできる死であると考えられます。経済・生活問題、健康問題、家庭問題等「生きることの阻害要因」のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能です。また、健康問題や家庭問題等一見個人の問題と思われる要因であっても、医療機関への受診や専門家への相談を促す等、社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあります。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で自殺対策に取り組みます。

<生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす>

個人においても、「生きることの促進要因」より「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高くなります。言い換えれば、「生きることの阻害要因」となる失業や多重債務、生活苦等を抱えていたとしても、自己肯定感や良好な人間関係等「生きることの促

進要因」が上回れば、自殺リスクが必ずしも高くなるわけではありません。

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進します。

生きることの阻害要因…過労、生活困窮、育児・介護疲れ、いじめ、孤立 健康問題、家庭問題、人間関係の問題、児童虐待、性暴力被害、 ひきこもり、性的マイノリティ、失業、倒産、多重債務、 長時間労働
生きることの促進要因…自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力 等

基本方針2

関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

<様々な分野の施策等との連携を強化する>

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域や職場など様々な要因と個人や家族の状況などが複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。特に経済面での支援は、生活困窮者自立支援制度においても共通する部分が多く、双方の連携が重要です。

このような包括的な取組を実施するために、様々な分野の施策や組織の密接な連携を推進します。

<精神保健医療福祉施策との連携>

自殺の危険性を高める背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に包括的に対応し、あわせて精神的に不安定な場合、誰に対しても適切な精神保健医療福祉施策を速やかに提供します。

<地域共生社会の実現に向けた施策との連携>

地域において、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める必要があります。

こうした地域共生社会の実現に向けた施策は、包括的な支援体制の整備を図ること、市民も参加する地域づくりとして展開すること、状態が深刻化する前の早期発見や複合的課題に対応するための関係機関のネットワークづくりが重要であることなど、自殺対策と共通する部分が多くあることから、一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策の展開に取り組みます。

基本方針3

対応の段階に応じた対策を効果的に連動させる

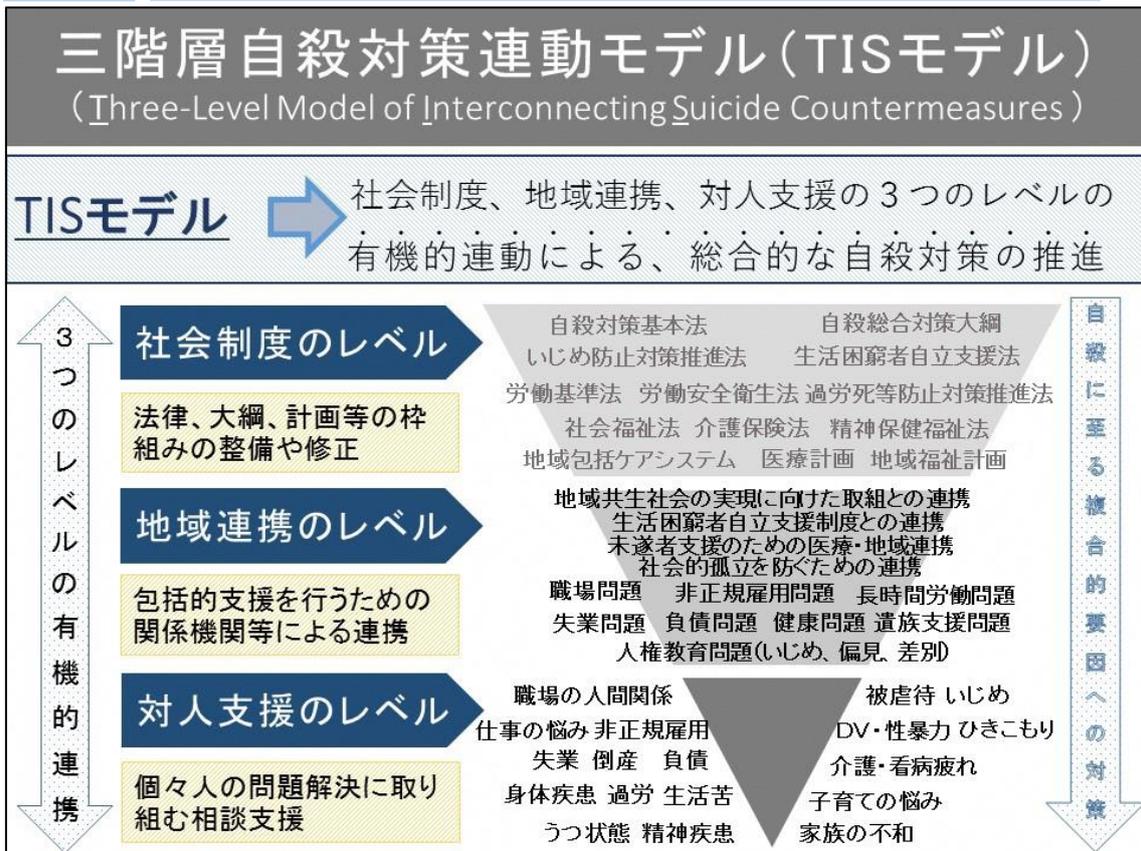
<対人支援・地域連携・社会制度の対策を連動させる>

自殺対策に係る個別の施策は、以下に分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進します。

- 1) 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援」
- 2) 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携」
- 3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度」

これは、市民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要となる地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要となる社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

図11 三階層自殺対策連動モデル



出典：市町村自殺対策計画策定の手引（厚生労働省）

＜事前・危機・事後の各段階に応じた効果的な施策を講じる＞

自殺対策を行うにあたり、介入する時期としては3つの段階（事前・危機・事後）があり、以下の段階ごとに効果的な施策を講じます。

- 1) 事前対応：自殺の危険性が低い段階で、心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等対応を行うことや、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときの助けの求め方を学ぶこと、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していくこと
- 2) 危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させないこと
- 3) 事後対応：不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと

基本方針4

実践と啓発を両輪として推進する

＜自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する＞

2018年（平成30年）に実施した市民意識調査によると、「自殺したいと思ったことがある」と回答している方が17.2%いるなど、今や自殺の問題は一部の人や地域の問題ではなく、市民誰もが当事者となり得る重大な問題となっています。

しかし、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への一般的理解を深めることや、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行います。

＜精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する＞

精神疾患や精神科医療に対する偏見が残されていることから、精神科を受診することに抵抗を感じる人がいます。特に、自殺者が多い中高年男性やSOSを出すのに抵抗のある若年層は、心の問題を抱えやすい上、相談することへの心理的な抵抗から問題を深刻化しがちとされています。

自殺を考えている人は、死にたいという気持ちと生きたいという気持ちとの間で揺れ動いております。そして、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多いです。身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、必要な場合は、精神科医等の専門家につなぐことができる「ゲートキーパー」の養成等の施策を実践し、あわせて広報活動、教育活動等に取り組みます。

基本方針5

国、県、市町、関係団体、企業及び市民の役割を
明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、県、市町、関係団体、企業、市民等が連携・協働して、自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

自殺総合対策における国、県、市町、関係団体、企業及び市民の果たすべき役割は以下のように考えられます。

<国>

自殺対策を総合的に策定し、実施する責務を有する国は、各主体が自殺対策を推進するために必要な基盤の整備や支援、関連する制度や施策における自殺対策の推進、国自らが全国を対象に実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行います。また、各主体が緊密に連携・協働するための仕組みの構築や運用を行います。

また、全ての都道府県及び市町村が地域自殺対策計画に基づいた自殺対策を推進するための支援を国が行い、国と地方公共団体が協力しながら、全国的なPDC Aサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進します。

<県、市町>

地域の実情に応じた施策を策定し、実施する責務を有する県、市町は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定し、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進します。

<関係団体>

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する専門職の職能団体や大学・学術団体、各種業界団体・民間団体は、自殺対策に取り組むことの重要性に鑑み、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画します。

<企業>

企業は、労働者の心の健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより自殺対策において重要な役割を果たせること、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、結果として企業の活力や生産性の低下をもたらすことを認識し、積極的に自殺対策に参画します。

<市民>

市民は、自殺は、「その多くが追い込まれた末の死」であり、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるという認識を深めます。

また、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるよう努めつつ、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにします。

自殺が社会全体の問題であり自身の問題にもなりうることを理解し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組みます。

第4章 生きる支援施策

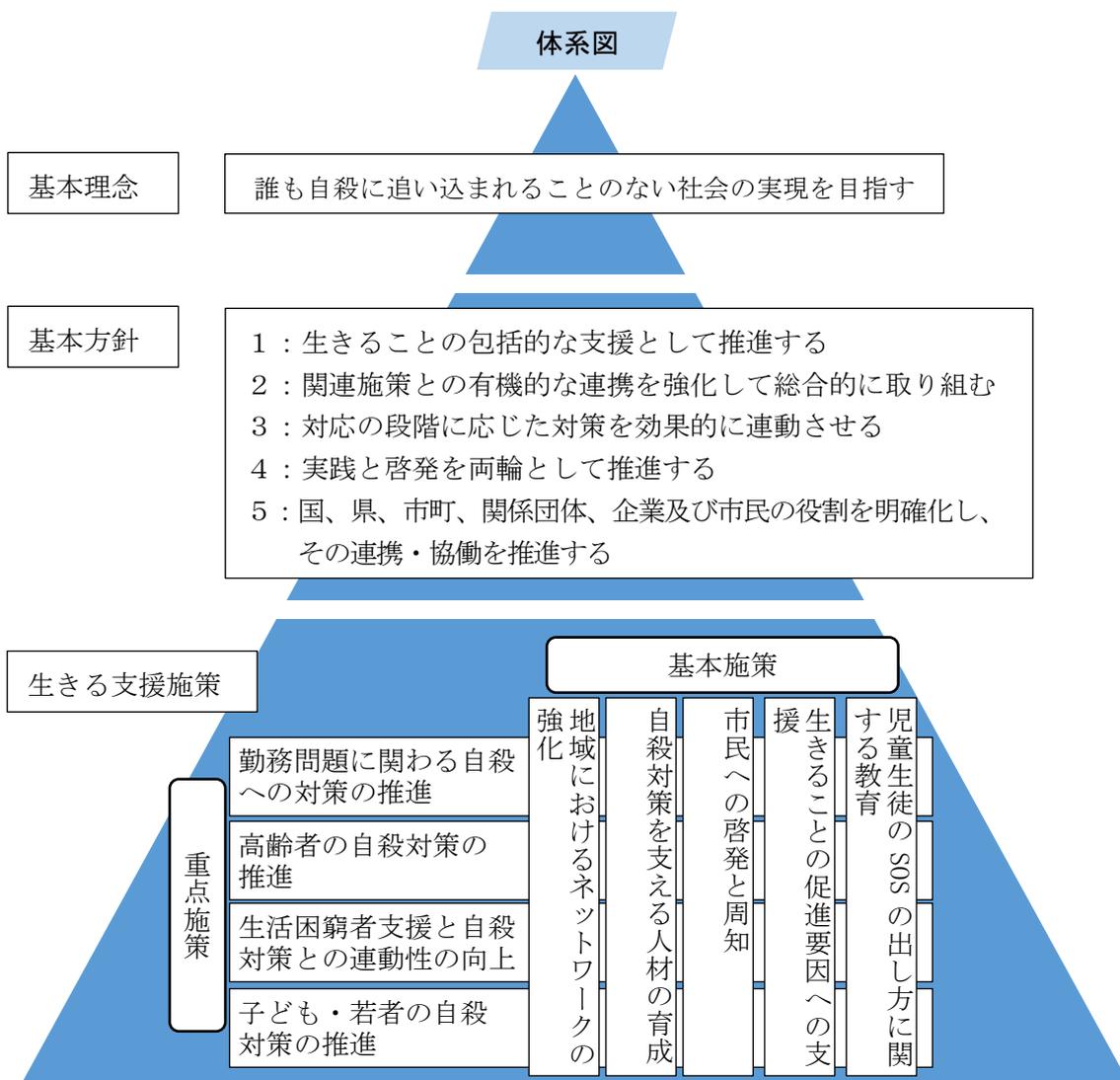
1 施策体系

本市の自殺対策は、大きく2つの施策で構成されています。

全国的に実施されるべきナショナルミニマムとして、全ての市町村で共通して取り組むことが望ましいとされる「基本施策」と、本市の自殺の実態を踏まえて優先的に取り組むことが望ましい「重点施策」。これらの全ての事業が「生きる支援施策」です。

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、自殺や自殺死亡率の多寡にかかわらず、地域で自殺対策を推進する上で欠かせない取組です。

「重点施策」は、本市の自殺の多い集団である「高齢者」や「生活困窮者」に対する取組と、自殺のリスク要因となっている「勤務・経営」関係に対する取組、さらに若年層への対策を重視した未来ある「子ども・若者」向けの取組です。



<p>基本施策 1 地域におけるネットワークの強化</p> <p>(1) 庁内における連携・ネットワークの強化 (2) 地域におけるネットワークの強化 (3) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化</p>	<p>基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成</p> <p>(1) 様々な職種を対象とする研修 (2) 市民に対する研修 (3) 学校教育・社会教育に関わる人への研修</p>	<p>基本施策 3 市民への啓発と周知</p> <p>(1) リーフレット等啓発グッズの作成と周知 (2) 市民向け講演会やイベントの開催 (3) メディア媒体を活用した啓発活動 (4) 地域や学校と連携した情報の発信</p>
<p>基本施策 4 生きることの促進要因への支援</p> <p>(1) いきがい、居場所づくり活動 (2) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援 (3) 自殺未遂者への支援 (4) 遺された人への支援 (5) 大規模災害発生時における被災者の支援</p>	<p>基本施策 5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育</p> <p>(1) 学校等における SOS の出し方に関する教育の実施 (2) SOS の出し方に関する教育に対する理解の促進</p>	
<p>重点施策 1 勤務問題に関わる自殺への対策の推進</p> <p>(1) 市内事業者や労働者・家族に対する心身の健康づくりの普及啓発 (2) 勤務問題に関わる相談体制を強化 (3) 健康経営に資する取組の推進</p>	<p>重点施策 2 高齢者の自殺対策の推進</p> <p>(1) 高齢者とその支援者に対する支援先情報の周知 (2) 支援者の「気づき」の力を高める (3) 高齢者がいきがいと役割を実感できる地域づくりの推進</p>	
<p>重点施策 3 生活困窮者支援と自殺対策との連動性の向上</p> <p>(1) 生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」の強化 (2) 支援につながっていない人を早期に支援へとつなぐための取組 (3) 多分野の関係機関が連携・協働する基盤の整備</p>	<p>重点施策 4 子ども・若者の自殺対策の推進</p> <p>(1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防 (2) 若者の抱えやすい課題に着目した学生・生徒等への支援の充実 (3) 経済的困難を抱える子ども等への支援の充実 (4) ICT を活用した若者へのアウトリーチの強化 (5) 若者自身が身近な相談者になるための取組 (6) 社会全体で若者の自殺のリスクを低減させるための取組</p>	

※生きる支援施策一覧については、【参考資料】参照

2 基本施策

基本施策 1

地域におけるネットワークの強化

本市の各分野の関係課や既存の各種連絡会議、関係団体と連携して、自殺対策に関連付け総合的かつ効率的に「誰も自殺に追い込まれることのない三島市」の基盤づくりを推進します。

(1) 庁内における連携・ネットワークの強化

① 自殺対策庁内連絡会の開催

全庁的な取り組みとして、本市の各分野の関係課が組織横断的に連携し、総合的かつ効果的な対策を推進するため、自殺対策庁内連絡会を開催します。

② 各種関連計画へ自殺対策を盛り込む

自殺予防対策に関連性の高い各種計画策定の際には自殺対策を連動させ、総合的かつ効率的に自殺対策を進めます。

○ 主な計画

健康づくり計画、地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、障害者計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、

(2) 地域におけるネットワークの強化

① 自殺対策連絡協議会（仮称）の開催の検討

生きる支援を行っている地域の関係団体の実態把握に努め、関係団体と緊密に連携し、自殺対策を総合的に推進するため、関係団体及び市で構成する自殺対策連絡協議会（仮称）を立ち上げます。

② 相談部門担当課、相談機関等でのネットワーク会議、連絡会の充実

各領域で開催されるネットワーク会議や連絡会等において関係機関と連携して地域課題を共有、解決し、自殺リスクの軽減を図ります。

○ 主な会議等

健康づくり推進協議会、精神保健福祉連絡会、生活困窮者自立支援ネットワーク会議、子どもを守る地域ネットワーク会議、障がい児・者発達支援庁内連絡会、地域ケア推進会議、青少年問題協議会、地域コミュニティ連絡会

(3) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

①うつ病やアルコール依存症、統合失調症など精神疾患の方は自殺リスクが高い傾向があるため、適切な医療に結び付けられるよう、県とも協力し、専門医療機関やかかりつけ医との連携を図ります。

○主な事業

精神保健に関する相談や訪問指導

基本施策 2

自殺対策を支える人材の育成

周囲の人の自殺の危険を示すサインに気づき、困難を抱える人の心情を踏まえた適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成し、自殺予防に対する意識を高め、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図ります。

(1) 様々な職種を対象とする研修

①市職員向けゲートキーパー養成講座の開催

職員研修として講座を実施し、窓口における各種相談対応のみでなく、業務の機会を利用することで、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担えるようにします。また、担当業務で関わる関係者に講座の受講の呼びかけを行います。

②専門職向けゲートキーパー養成講座の開催

保健、医療、福祉、経済、労働など様々な分野において相談や支援等を行う各種職能団体や専門職従事者に対し、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。

(2) 市民に対する研修

①出前講座や町内別の健康講座等を活用し、一般市民向けにゲートキーパー養成講座を開催し、地域で身近な支え手となる市民への自殺予防の意識を高め、地域における見守り体制を強化します。

②地域市民の身近な相談相手である民生・児童委員や地域活動団体等を対象にゲートキーパー養成講座を開催し、広く地域にゲートキーパーの人材確保と養成を進めます。

○主な対象

保健委員会、民生・児童委員、ファミリーサポート提供会員、地域活動団体、公園ボランティア、地域花壇づくり団体

(3) 学校教育・社会教育に関わる人への研修

①国の動向を踏まえ、県と連携し、教職員等に対して、生徒指導関連の研修等で自殺対策への理解を促進する教材の配布や情報提供を行います。

②県と連携し、児童生徒の身近な存在である教職員にゲートキーパーの研修会に参加してもらうことで、生徒の悩みの相談に応じることのできる人材を育成し、児童生徒の心の育成や相談しやすい環境の整備を図ります。

基本施策 3

市民への啓発と周知

市民との様々な接点を活かして、相談機関等に関する情報を提供するとともに、講演会等を開催し、自殺や精神疾患に対する誤解や偏見を払拭し、危機に陥った際には適切に対処することができるよう普及啓発活動を展開します。

また、市民が自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処できるための教育や啓発を図ります。

(1) リーフレット等啓発グッズの作成と周知

①各種手続きや相談のための窓口を訪れた市民や講座に参加した市民に対し、生きる支援に関する様々な情報や相談先を掲載したリーフレット等を配布することで、市民に対する周知を図ります。

○主な事業

窓口相談、犯罪被害者相談、外国籍市民相談、重複他受診者訪問指導、出前講座、人権相談事業、民生・児童委員活動、地域支援事業、家族介護教室、納税相談、いじめ電話相談

②地域のネットワーク会議などの構成員や関係機関の職員など様々な分野の支援者のほか、各種相談に訪れる市民に対し、リーフレット等を配布し、市民に対する情報周知を図ります。

(2) 市民向け講演会やイベントの開催

①9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間を中心に、自殺予防に関連する様々な講演会や講座等を開催し、市民への正しい理解を深めます。また、自殺と関連する課題をテーマに開催される講演会やイベント、出前講座では、自殺問題にも触れ、自殺対策への理解と啓発を図ります。

(3) メディア媒体を活用した啓発活動

①県と協力し、自殺予防週間に三島駅前等にて自殺予防街頭キャンペーンを実施し、普及啓発を継続的に行います。

②自殺予防週間や自殺対策強化月間に広く市民の目に留まるよう、市役所玄関や図書館等市内の様々な施設を活用して、自殺対策に関する啓発用ブースを設置し、パネルやリーフレットを掲示し、啓発を図ります。

③広報みしま、三島市ホームページ、FMみしま・かんなみ、有線テレビ、各種SNSを活用し、自殺対策関連の情報を掲載、発信することで市民への施策の周知、理解の促進を図ります。

(4) 地域や学校と連携した情報の発信

①自治会・町内会へ回覧等で情報発信を行うことにより、自殺の実態やゲートキーパーの役割等について、市民の理解の促進を図ります。

②地域全体で児童生徒への見守りを進め、生活行動等の変化に早期に気づくことができるよう、PTAや地域の関係団体と連携した普及啓発活動に努めます。また、いじめの問題やこころのケア等と関連付ける形で自殺の実態や自殺のリスク等についても取り上げて学習する機会の検討・調整を進めます。

基本施策 4

生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれるリスクを低下させるため、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを進めます。

地域のあらゆる相談窓口が「ハイリスク者への包括的支援の入口」になれるような関係づくりを進めます。

(1)いきがい、居場所づくり活動

①孤立のリスクを抱える恐れのある人を対象とした居場所づくりの提供と周知を図ります。また、家族に対しての支援を実施し、負担軽減を図ります。

○主な事業

ようこそ三島で子育て応援サロン、地域子育て支援センター事業、地域支援事業（保護者間交流）、認知症家族会、家族介護教室、認知症カフェ、ふれあい教室（適応教室）の設置

②事業を通して、いきがい・絆づくりの場を提供し生きることの促進要因を強化します。

○主な事業

みしまおうちごはんの日啓発事業、健幸マイレージ事業、地域活動育成支援事業、職域スポーツ応援事業、子どもは地域の宝事業、公園ボランティア、地域花壇づくり、地域コミュニティ連絡会

(2)自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

①悩みを抱える人だけでなく、悩みを抱える人を支援する家族や地域の支援者が、様々な相談が受けられるよう、相談体制の充実を図るとともに、それぞれが抱え込む問題の組合せに応じて、支援策を連動させられるよう、相談機関や窓口間の連携を図ります。

○主な事業

精神保健に関する相談や訪問指導、母子手帳交付時妊婦相談、生活保護施行に関する事務、家庭児童相談、女性相談、子育てコンシェルジュ相談事業、基幹相談支援センター事業、高齢者総合相談事業（シルバーコンシェルジュ）、介護相談、高齢者くらし相談事業（街中ほっとサロン）、地域包括支援センター相談業務、スクールソーシャルワーカー派遣、青少年相談

②ハイリスク者を支える事業の提供を進めるとともに、対応する中で自殺リスクを早期に発見し適切な支援につなぐ役割を担います。

○主な事業

休日・夜間診療事業、産後ケア事業、生活保護各種扶助事務、自立相談支援事業、児童扶養手当支給事務、保育所への入所事務、障害福祉サービス支給決定事務、児童発達支援事業、養護老人ホームへの入所、中小企業資金融資事業、住宅セーフティネット事業、道路及び河川使用の適正化指導、ストレスチェックの実施

(3) 自殺未遂者への支援

①自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐために、県と協力し、自殺未遂者及びその家族等身近な人に対する相談、支援体制の強化を図ります。

②県の「精神科救急情報ダイヤル」による電話相談や「静岡いのちの電話」等、緊急時の相談事業について情報提供に努めます。

(4) 遺された人への支援

①県と協力し、市のホームページ、広報及び相談窓口で自死遺族のための各種相談先の情報や相談会、自死遺族のつどい「東部わかちあい すみれの会」等の情報周知に努めます。

②死亡届時に配布する「死亡に伴う手続きのご案内」に、こころの相談窓口情報を案内します。

③学校や職場等における重大な事件や事故等の直後に、周りの方に対応し PTSD などの二次的障害を未然に防ぐため、静岡県こころの緊急支援チームと連携しながら適切に対応します。

(5) 大規模災害発生時における被災者の支援

①大規模災害発生時には、様々なストレスにさらされ自殺のリスクが高まることから、県と協力し、被災者の支援を行う体制の整備に努めます。

基本施策5

児童生徒のSOSの出し方に関する教育

自分がかげがえのない大切な存在であることに気づくとともに、社会において直面する様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)や心の健康の保持に係る教育を推進するとともに、教育機関外の関係機関においても児童生徒の生きることの促進要因を増やす取り組みを進めます。

(1)学校等におけるSOSの出し方に関する教育の実施

①命の尊さについて考える一環として、出前教育等で児童生徒を対象にした心の健康やSOSの出し方に関する教育を実施します。

②学校を通じて、心の健康やSOS発信についての情報や様々な相談先についての情報をまとめたリーフレットを配布し、児童生徒、養護教諭及び教職員等への自殺対策の理解を深めます。

③児童生徒とその保護者の抱える様々な相談に対応します。

○主な事業

スクールソーシャルワーカー派遣事業、ふれあい教室(適応教室)の設置、
いじめ電話相談

(2)SOSの出し方に関する教育に対する理解の促進

①児童生徒とその保護者の抱える様々な悩みの相談に対応する教育機関以外の関係機関に対して、心の健康やSOS発信についての情報提供を行い、理解の促進と受け皿としての相談の強化を図ります。

○主な事業

育児相談・健康相談、家庭児童相談、女性相談、青少年相談

3 重点施策

重点施策 1

勤務問題に関わる自殺への対策の推進

4ページ表1のとおり、三島市では男性40～59歳有職同居の区分の自殺者数が最も多く、過労や仕事上の悩みなどが伺われること、また6ページ表4のとおり、有職者のうち自営業・家族従事者に比べ、被雇用者・勤め人の割合が国、県に比べて高い状況から、勤務問題に関わる自殺への対策は最重要課題となっています。

一方、6ページ図6のとおり、三島市内の事業所のうち96%が労働者数50人未満の小規模事業所であり、市内従事者の64%が小規模事業所に勤務しています。小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、関係機関との連携による小規模事業所への働きかけを優先的に進めます。

(1) 市内事業者や労働者・家族に対する心身の健康づくりの普及啓発

①職場環境の改善やメンタルヘルス対策についての普及啓発を図るとともに、個々の健康づくりの一環として、健康診査の受診勧奨を推進します。

○主な事業

健康診査、特定健診、がん検診等の受診勧奨、出前健康講座、職員のメンタルヘルス研修事業、ストレスチェックの実施

②労働者の家族や同僚などの周囲の人が早期に体調の変化に気づくように、中小企業での講座や地域での講座にてゲートキーパーについて普及啓発を行います。

③企業等への出前講座や経営支援等に関するセミナー等において、長時間労働、ハラスメント、職場の人間関係等様々な勤務問題に発する自殺リスクに関する普及啓発やリーフレット等を配布して周知を図ります。

○主な事業

出前講座、経営支援等に関するセミナー開催、女性活躍促進ネットワーク形成事業

(2) 勤務問題に関わる相談体制の強化

①長時間労働、ハラスメント及び職場の人間関係等様々な勤務問題に端を発する自殺のリスクを低減させるために、関係機関と連携を図り、労働者や経営者を対象とした各種相談支援の充実及び相談窓口の普及啓発を推進します。

○主な事業

国民健康保険・国民年金等に係る窓口相談での支援先の案内、
M-ステによるワンストップ相談窓口、内職・女性就労相談の充実、
中小企業資金融資事業の実施

(3) 健康経営に資する取組の推進

①スマートウェルネスみしまアクションプランと連動した健康経営に関するセミナー等の開催やワーク・ライフ・バランスについての啓発活動により、労働者一人ひとりが心身共に健康でやりがいをもって働き続けることのできる職場環境づくりを積極的に推進し、勤務問題による自殺のリスクが生まれないよう環境を整えていきます。

○主な事業

健康経営に関する事業、ワーク・ライフ・バランスの啓発活動、
職域スポーツ応援事業

重点施策2

高齢者の自殺対策の推進

三島市では、4ページ表1のとおり女性60歳以上無職同居の区分の自殺者数が2番目、男性60歳以上無職同居の区分がその次に多く、特に女性60歳以上の自殺者の割合は国、県に比べても多い状況です。高齢者の自殺の要因については、加齢による病気や生活苦などが伺われること、また、社会的役割の喪失、孤立感・孤独感や介護疲れによるうつ病の問題等高齢者特有の課題があることを踏まえつつ、支援を検討する必要があります。

そのため、高齢者を支える家族や介護者等支援者に対する支援も含めた地域包括ケアシステムの実現等の施策と連動した高齢者支援と地域づくりを進めます。

(1) 高齢者とその支援者に対する支援先情報の周知

①高齢者やその家族、支援者に対して行う各種事業において、相談情報や相談先が掲載されたリーフレット等や関連する既存の資料に新たに自殺に関する情報や相談先を加えた物を配布し、高齢者が抱え込みがちな様々な悩みや問題に対応する相談、支援機関の存在を伝える取り組みを進めます。

○主な事業

後期高齢者医療制度に係る窓口受付・相談事務、民生・児童委員活動、
高齢者総合相談事業、養護老人ホームへの入所、地域包括支援センター相談業務、
高齢者くらし相談事業、介護相談、消費者教育推進事業、
シルバーハウジング生活支援、住宅セーフティネット事業

(2) 支援者の「気づき」の力を高める

①高齢者の日常生活を支援する家族や支援者が、日々の暮らしの中で自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援につなぐことができるよう、家族や支援者を対象としたゲートキーパー養成研修の実施や受講の勧奨を行います。

○主な事業

重複他受診者訪問指導、後期高齢者医療制度に係る窓口受付・相談事務、
民生・児童委員活動、高齢者総合相談事業、養護老人ホームへの入所、
地域包括支援センター相談業務、高齢者くらし相談事業、
認知症サポーター養成事業、介護相談、消費者教育推進事業

(3) 高齢者がいきがいと役割を実感できる地域づくりの推進

①高齢者の社会貢献やいきがいづくりを促進するとともに、高齢者が集い、話や相談ができるサロンや認知症カフェ等、悩みを抱えた人の孤立を防ぐための居場所づくりと周知に努めます。

○主な事業

みしまおうちごはんの日啓発事業、介護予防・生活支援サービス事業、認知症家族会、家族介護教室、認知症カフェ、地域コミュニティ連絡会、

②個々の相談や事業、会議にて保健、医療、介護、福祉、生活などに関する様々な関係機関や団体、民間事業所等との連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

重点施策3

生活困窮者支援と自殺対策との連動性の向上

6 ページ表3のとおり、三島市における2012年から2016年までの自殺者数100人のうち、「経済・生活問題」を理由とする自殺者の数は17人となっており、「健康問題」を理由とする自殺者の数42人の次に多くなっています。一般的に生活困窮の状態に陥る背景として、労働、多重債務、介護、精神疾患、依存症、知的障がい、発達障がい、虐待、性暴力被害、被災避難、性的マイノリティ等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、また、地域からも孤立しやすい傾向があります。

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて、生活困窮の状態にある者や生活困窮に至る可能性のある者が自殺に追い込まれないよう関係機関と連携し支援を行う必要があります。

(1) 生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」の強化

①様々な問題を抱えた生活困窮者に対して、適切な相談支援や事業を行い、関係機関相互の連携を推進します。

○主な事業

生活保護施行に関する事務、生活保護各種扶助事務、生活保護（法外補助）事務、生活困窮者自立支援事業（自立相談支援、住宅確保給付金、一時生活支援事業、子どもの学習支援事業、就労準備支援事業等）、市民相談事業、市民法律相談

○主な関係機関

三島市生活支援センター、三島市社会福祉協議会、ハローワーク

②生活困窮者の支援者が、日々の業務の中で自殺のリスクに早期に気づき、相互に必要な支援につなぐことができるよう、ゲートキーパー養成研修の実施や受講の勧奨を行います。

(2) 支援につながっていない人を早期に支援へつなぐための取組

①生活苦に陥っている人の中には、支援のための制度につながらず自殺のリスクを抱え込んでしまうこともあるため、支援を必要としている人へのアウトリーチを強化します。

○主な事業

児童扶養手当支給、納税相談、滞納整理に関する業務、
市営住宅管理事業（入居管理等、収納事務）、管理地のパトロール、
道路及び河川使用の適正化指導に関する事務（ホームレスや不審車両等への対応）

②職員等のゲートキーパーの養成を通じ、通常の業務の中でサービスを提供する側から自殺のリスクに早い段階から気づき支援へつなぐための取り組みを進めます。

(3) 多分野の関係機関が連携・協働する基盤の整備

①他分野の関係機関が連携し、「生きることの包括的な支援」を推進するための取り組みのしくみについて検討します。必要なケースについてはその都度関係各課と連携してケース検討や会議を実施し、支援の方向性について検討をしていきます。

重点施策4

子ども・若者の自殺対策の推進

子ども・若者の自殺対策としては、児童生徒、大学生、10歳代から30歳代の有職者、無職者、非正規雇用者等の対象者を念頭に対策を進める必要があり、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められます。また、幼少期における貧困、虐待等の体験、親と離死別等や生きづらさの体験は将来の自殺リスクを高める要因になりかねません。

自殺の背景にあるとされるさまざまな問題は人生で誰もが直面し得る危機であり、そうした問題への対処方法や支援先に関する正確な情報を早い時期から身に付けてもらうことで、将来の自殺リスクへの低減にもつながると考え、対策を進めます。

(1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

①学校での問題に起因する子どもの自殺の一因としていじめは深刻な課題であることから、その兆候をいち早く把握し対応できるよう、関係機関が緊密に連携して、きめ細やかな支援を行います。

○主な事業

外国籍市民相談、いじめ電話相談

(2) 若者の抱えやすい課題に着目した学生・生徒等への支援の充実

①子どもや若者が周囲との人間関係、進学・就職といった進路、家庭内の悩み等様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく気軽に相談ができるよう、教育機関内にとどまらず、相談体制を強化します。

○主な事業

母子保健・精神保健事業、精神保健福祉総合相談、ひきこもり個別相談、依存相談、家庭児童相談、放課後児童クラブ管理事業、スクールソーシャルワーカー派遣、ふれあい教室（適応教室）の設置、補導事業、青少年相談

②教育機関と地域の連携に努めます。

○主な事業

障がい児・者発達支援庁内連絡会、通所支援事業、青少年問題協議会

(3) 経済的困難を抱える子ども等への支援の充実

①「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づいて実施される施策を子どもや若者の自殺対策としても取り組みます。

○主な事業

子どもの学習支援事業、保育所への入所事務、保育料徴収事務、
内職・女性就労相談、住宅セーフティーネット事業

(4) ICT を活用した若者へのアウトリーチの強化

①支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、SNS やインターネット等の ICT（情報通信技術）を活用し、国や県、市の発信する情報や相談窓口の周知を図ります。

(5) 若者自身が身近な相談者になるための取組

①支援機関の窓口のみでなく、友人など身近な者が相談しやすい相手となるように、悩みへの気づきと悩み等を打ち明けられた時の対応力の向上を図ります。

○主な事業

ゲートキーパー養成講座、出前講座

(6) 社会全体で若者の自殺のリスクを低減させるための取組

①若者への支援は、原因・動機や若者の立場に関する諸施策とともに実行していく必要があり、社会全体で若者の自殺のリスクを低減させるための取組を進めます。

○主な事業

自殺対策連絡協議会（仮称）の開催の検討、自殺対策庁内連絡会、母子保健事業、
みしまおうちごはんの日啓発事業、民生・児童委員活動、
ようこそ三島で子育て応援事業、DV 防止啓発活動、居場所の提供・見守り、
地域コミュニティ連絡会

4 評価目標

基本施策 1

地域におけるネットワークの強化

指標	現状	目標	担当課
自殺対策連絡協議会（仮称）の設置	—	設置	健康づくり課

基本施策 2

自殺対策を支える人材の育成

指標	現状	目標	担当課
ゲートキーパー養成数	1,595人 (平成29年度実績)	1,700人	健康づくり課

基本施策 3

市民への啓発と周知

指標	現状	目標	担当課
自殺予防週間、自殺対策強化月間での普及啓発事業の開催	9事業	11事業	健康づくり課

※現状9事業：(9月)街頭キャンペーン、広報みしま、市役所掲示、ハローワーク啓発、(3月)広報みしま、市役所掲示、図書館企画展、保健委員会回覧、FMみしま・かんなみ

基本施策 4

生きることの促進要因への支援

指標	現状	目標	担当課
精神保健に関する相談の実施 (電話・面接・訪問・メール等)	704人 (平成29年度実績)	継続実施	健康づくり課

基本施策 5

児童生徒のSOSの出し方に関する教育

指標	現状	目標	担当課
SOSの出し方に関する教育の実施率	—	全ての公立中学校で1度は実施	健康づくり課 学校教育課

第5章 推進体制

1 計画の周知

本計画を推進していくために、広報や市ホームページを通じて、広く市民に計画内容の周知を行います。また、健康づくりの各種事業やイベント等の機会を通じて、本計画内容の周知を行うとともに、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、できることから取組を行えるよう支援していきます。

2 推進体制

本計画を推進していくために、関係所属長で組織する三島市自殺対策庁内連絡会において、本市における総合的な自殺対策を推進し、本計画の進捗状況を管理します。

また、学識経験者や保健医療関係者等で組織している三島市健康づくり条例第14条第1項で規定する三島市健康づくり推進協議会において、各機関の連携を強化し、各分野での課題への取組や進行状況の確認を行います。

さらに、関係団体及び市で構成する自殺対策連絡協議会（仮称）において、社会全体での取り組みを推進します。

3 進行管理

計画の着実な推進を図るため、施策の実施状況や評価目標の達成状況を「三島市自殺対策庁内連絡会」及び「自殺対策連絡協議会（仮称）」に報告し、計画・実行・点検（評価）・見直しを行っていきます。

【参考資料】

生きる支援施策一覧

区分	事業名	事業概要	生きる支援の視点を加えた実施内容	重点施策	担当課
基本施策1 地域におけるネットワークの強化					
(1) 庁内における連携・ネットワークの強化					
①	自殺対策庁内連絡会	自殺対策基本法第3条第2項の規定に基づき、関係部署の緊密な連携により、自殺対策を総合的に進めるため、庁内連絡会を設置する。	自殺対策の周知、啓発の機会として発信し、全職員が改めて自殺対策について考えるきっかけとし、全庁的な取り組みと位置付けていきます。 また、連携を図ることにより、リスクのある来所者等に対するサポート体制をつくり、早期に対応することでリスクの軽減につなげます。	①勤務・経営 ②高齢者 ③生活困窮者 ④子ども・若者	健康づくり課
②	健康づくり計画の策定と推進	健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画として位置付けている「三島市健康づくり計画」を策定し、推進する。	計画の推進にあたり健康づくり推進協議会にてこの健康について自殺対策（生きることの包括的支援）を取り上げることで、市民への周知、啓発の機会にしていきます。 計画の次期改訂の際には、計画の中で自殺対策について言及することで、自殺対策との連動性を高めていきます。	①勤務・経営 ②高齢者 ④子ども・若者	健康づくり課
②	子育て世代包括支援センター推進連絡会議	支援が必要な妊産婦等に対し、包括的に支援が提供されるようネットワークづくりを行うとともに、地域において不足している妊産婦等への支援を整備するため関係機関の連携・強化を図る。	子育て支援を行う関係団体同士のネットワークを強化し、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見と支援の強化につなげます。	④子ども・若者	健康づくり課
②	地域福祉計画の策定と推進	社会福祉法第107条の規定による「三島市地域福祉計画」を策定し、推進する。	地域福祉計画において自殺対策を位置づけ、地域において自殺リスクを抱えた対象者の早期発見と支援に取り組みます。	①勤務・経営 ②高齢者 ③生活困窮者 ④子ども・若者	福祉総務課
②	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条に基づく、次代を担う子どもが健やかに成長できる地域社会の実現を目指す「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、推進する。	子ども・子育て支援事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、連携の促進に繋がります。	③生活困窮者 ④子ども・若者	子育て支援課
②	障害者計画および障害福祉計画・障害児福祉計画策定と推進	障害者計画等の各種計画を策定し、推進する。	障がい福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、連携の促進に繋がります。	③生活困窮者 ④子ども・若者	障がい福祉課
②	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定と推進	老人福祉法に基づく高齢者の保健、福祉等の老人福祉事業、介護保険法に基づく介護保険サービス及び地域支援事業の提供体制の方向性を示す計画を策定し、推進する。	高齢者保健、福祉、介護保険事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、連携の促進に繋がります。	②高齢者 ③生活困窮者	地域包括ケア推進課 介護保険課
(2) 地域におけるネットワークの強化					
①	地域の民間団体の実態把握	自殺対策を推進するにあたり、連携し得る地域の関係団体の情報を収集し、活動の実態把握を行う。	生きる支援を行っている地域の関係団体の実態把握に努めるとともに、活動の支援を図ります。		健康づくり課
①	自殺対策連絡協議会（仮）の開催の検討	関係団体及び市で構成する自殺対策を総合的に推進するための協議会の設置を検討し、会議開催を調整する。	三島市の実情に応じた、自殺対策連絡協議会（仮）を立ち上げ、関係団体等と緊密に連携し、自殺対策を推進します。		健康づくり課
②	地域コミュニティ連絡会	各小学校区単位でその地域で活動している団体のリーダーが出席し、地域の課題について話し合い、地域の住民として何が出来るかを主体的に考えてもらう機会とする。	各地域の団体で情報を共有し、地域のつながりを深めることで自殺のリスクに早期に対応できる地域づくりにつなげていきます。	②高齢者 ④子ども・若者	地域協働・安全課
②	精神保健福祉連絡会	月に1回精神保健福祉に関する支援機関が集まり、対応困難な事例の相談や情報共有を図る。	月に1回連絡会を実施することで顔の見える関係づくりを行い、対応困難な事例への対応を強化します。	①勤務・経営 ②高齢者 ③生活困窮者 ④子ども・若者	健康づくり課 障がい福祉課
②	健康づくり推進協議会	各種健康づくり事業について協議検討し、市民の健康の保持増進を目的とした取り組みを効果的に推進する。	市民の健康の保持増進を目的とした取り組みを効果的に推進していくため、各種健康づくり事業について、協議検討していきます。	①勤務・経営 ②高齢者 ③生活困窮者 ④子ども・若者	健康づくり課
②	子育て世代包括支援センター推進連絡会議	支援が必要な妊産婦等に対し、包括的に支援が提供されるようネットワークづくりを行うとともに、地域において不足している妊産婦等への支援を整備するため、関係機関の連携・強化を図る。	支援が必要な妊産婦等の、産後うつや養育問題等抱えこみがちな課題と自殺との関係性等について情報共有することで、若年層の自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ります。	④子ども・若者	健康づくり課
②	母子保健関係課間でのフォローアップ会議	乳幼児の養育・療育に関する支援機関が集まり、対応困難な事例の相談や情報共有を図る。	定期的に連絡会を実施することで顔の見える関係づくりを行い、保護者の精神状況に配慮しながらの支援を検討し、対応を強化します。	④子ども・若者	健康づくり課 子育て支援課 発達支援課
②	生活困窮者自立支援庁内連絡委員会、生活困窮者自立支援ネットワーク会議	様々な事情から生活に困窮されている人に対し、生活と就労に関する専門の支援員により、自立に向けた相談支援、就労支援、各種事業利用のプラン作成を行う。 また、関係機関との連絡調整会議、関連団体とのネットワーク会議を開催し、連携を強化する。	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多い。関連事業に関わるスタッフ間で連絡調整会議を実施したり、関連団体とのネットワーク会議の開催を通じて、両事業の連動性を高めていきます。	③生活困窮者	福祉総務課
②	子ども・子育て会議	三島市子ども子育て会議条例、子ども子育て支援法第77条に基づき開催し、「子ども・子育て支援事業計画」を効果的に推進する。	子育て支援を行う関係団体同士のネットワークを強化し、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見と支援の強化につなげます。	④子ども・若者	子育て支援課

区分	事業名	事業概要	生きる支援の視点を加えた実施内容	重点施策	担当課
②	子どもを守る地域ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）	虐待の防止や虐待を受けた児童に対し、迅速かつ適切な保護及び要支援家庭に対する支援を行うため関係機関の連携体制を整備。	ネットワーク協議会において子ども・若年層の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や養育と自殺との関係性等につき情報共有することで、若年層の自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ります。	④子ども・若者	子育て支援課
②	地域自立支援協議会の設置・運営	障がい者自立支援協議会を設置し、障がいのある市民が住み慣れた地で安心して生活できるように支援を実施。	関係機関と連携して地域課題を解決することで、障がいのある人やその家族等の生活意欲を高めます。	④子ども・若者	障がい福祉課
②	三島市障がい児・者発達支援庁内連絡会の開催	各課との連携を図りライフステージに応じた切れ目のない発達支援体制の構築を目指す。	生活に困難さを抱える子どもや成人等への継続的な支援体制の構築を通じて、自殺のリスクを低減していきます。	④子ども・若者	発達支援課
②	通所サービス事業所連絡会議	児童福祉法に基づく障がい児等通所サービス、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援等のサービスを提供する。また、情報共有のための通所サービス事業所連絡会議を開催する。	支援が必要な子どもがより良い選択が可能となるよう、市内の障がい児等通所サービス事業所、放課後等デイサービス事業所間と定期的に連携会議を開催することを通じて、情報共有を図り、連携を強化し、子どもや保護者の自殺予防につなげます。	④子ども・若者	発達支援課
②	地域ケア推進会議、地域ケア個別会議	関係者と地域ケア会議を開催し、高齢者への支援を検討するとともに、高齢者を支える体制づくりを行う。	高齢者が抱える問題の解決について、関係者で検討するとともに、地域の課題を把握し、関係者間のネットワークを構築し、高齢者の自殺予防につなげます。	②高齢者	地域包括ケア推進課
②	高齢者虐待連絡会等	虐待の防止や虐待を受けた高齢者に対し、迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援を行うため関係機関の連携体制を整備。	ネットワーク協議会において高齢者の自殺実態や抱えこみがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を図ります。	②高齢者	地域包括ケア推進課
②	女性活躍促進ネットワーク形成事業	市内における女性の活躍を総合的に推進するため、人材育成と自由に情報交換できるネットワーク形成を行う。	女性の経営者や起業家等を集め、女性が抱える課題解決に向けたワークショップやセミナーを実施することで、女性の働き方改革を推進できる人材を育成すると共に、事業所の枠を超えたネットワークを形成し、情報交換できる環境を整えることで、不安等を解消し、自殺のリスクを軽減します。	①勤務・経営	商工観光課
②	青少年問題協議会の開催	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的な施策につき調査審議する。	青少年の自殺の現状とその取組について情報提供を行うことにより、取組について委員に理解を深めてもらいます。	④子ども・若者	生涯学習課
(3) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化					
①	精神保健に関する相談や訪問指導	精神疾患、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、支援機関と連携して、健康支援を行う。	うつ病やアルコール依存症、統合失調症など精神疾患の人は自殺リスクが高い傾向があるため、適切な医療に結び付けられるよう、県とも協力し、専門医療機関やかかりつけ医との連携を図ります。	①勤務・経営 ②高齢者 ③生活困窮者 ④子ども・若者	健康づくり課 障がい福祉課
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成					
(1) 様々な職種を対象とする研修					
①	ゲートキーパー養成事業	周囲の人の自殺の危険を示すサインに気づき、困難を抱える人の心情を踏まえた適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成。	市職員へゲートキーパー養成講座を実施します。また、担当業務で関わる関係者に受講奨励を行い、自殺対策を支える人材を増やします。	①勤務経営 ②高齢者 ③生活困窮者 ④子ども・若者	健康づくり課
①	納税相談	市税の納付が困難な市民に対する納付相談	窓口業務を行う職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、気づき役としての視点をもってもらうようにしていきます。	③生活困窮者	市税収納課
②	窓口相談	各種手続きに関する窓口受付・相談業務	窓口業務を行う職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、気づき役としての視点をもってもらうようにしていきます。		市民課 他
②	ゲートキーパー養成事業	周囲の人の自殺の危険を示すサインに気づき、困難を抱える人の心情を踏まえた適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成。	保健、医療、福祉、経済、労働など、様々な分野において相談・支援等を行う各種職能団体や専門職従事者に受講奨励を行い、自殺対策を支える人材を増やします。	①勤務経営 ②高齢者 ③生活困窮者 ④子ども・若者	健康づくり課
②	酒害相談	アルコールに関する悩み全般に対する相談事業	断酒会会員にゲートキーパー養成講座を勧めることにより、リスクの高い相談者を行政につなぐ等の役割を担ってもらうようにしていきます。		健康づくり課
②	子ども・子育て推進事業（みしまめ育児サポーター）	みしまめ育児サポーターを派遣して、双子や三つ子のいる家庭や2歳未満の乳幼児を2人以上養育している家庭を訪問サポートする事業	みしまめ育児サポーター（保育士）にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へとつなぐ等の対応を強化していきます。		子育て支援課
②	市営住宅管理事業（入居管理等）	市営住宅への入居を希望する市民に対する手続業務	管理担当者、事業所等が自殺のリスクに気づき、必要な機関へとつなぐ等の対応を強化していきます。	③生活困窮者	建築住宅課
②	施設等管理業務	管理する敷地、道路、河川、公園、施設等の適正管理業務	管理担当者、事業所等が自殺のリスクに気づき、必要な機関へとつなぐ等の対応を強化していきます。	③生活困窮者	水と緑の課 土木課
②	放課後児童クラブ管理運営事業	下校時、就労等により保護者等が家庭にいない小学1年生から6年生の児童を対象に、放課後における安全な遊び場の提供や生活指導等を行う。	放課後児童クラブ支援員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、問題を抱えている保護者や子どもがいた場合に必要な対策を取ることができるようにしていきます。	④子ども・若者	教育総務課

区分	事業名	事業概要	生きる支援の視点を加えた実施内容	重点施策	担当課
②	補導事業	補導指導員による補導活動	補導指導員による補導活動により、悩みを抱える青少年のSOSに気付き、声掛けや必要な関係機関へ繋げていきます。	④子ども・若者	生涯学習課
(2) 市民に対する研修					
①	出前講座	市内にある各種団体、グループ、企業等からの要望に応じた健康講座を開催	地域の活動団体に対して自殺対策に関する研修を周知し、実施することで、住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらうようにしていきます。	①勤務・経営 ②高齢者 ④子ども・若者	地域協働・安全課 健康づくり課 子育て支援課 地域包括ケア推進課
①	町内別の健康講座	保健委員会が地区で行う健康関連の講座の開催	講座の機会を活用してゲートキーパー養成講座を開催し、地域で身近な支え手となる市民への自殺予防の意識を高め、地域における見守り体制を強化する機会とします。	①勤務・経営 ②高齢者 ④子ども・若者	健康づくり課
②	地域活動団体	「地域の事は地域のみんで支えあう」を合言葉に、様々な自主的活動グループの育成や支援を行う。	地域の活動団体に対して自殺対策に関する研修を実施することで、住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらうようにしていきます。		地域協働・安全課 健康づくり課 子育て支援課 地域包括ケア推進課
②	保健委員会活動	町内より推薦された保健委員が中心となり、「自分の健康は自分たちで守る」という健康意識の高揚を図り、地域に根づいた活動を実施する。	保健委員に対して自殺対策に関する研修を実施することで、住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらうようにしていきます。		健康づくり課
②	地域活動育成支援事業	「健康は地域のみんで支えあう」を合言葉に、健康づくりを実践する様々な自主的活動グループの育成や支援を行う。	地域の活動団体に対して自殺対策に関する研修を実施することで、住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらうようにしていきます。		健康づくり課
②	民生・児童委員活動	地域の高齢者、障がい者、児童、生活困窮者など支援を必要とする人々からの相談を受け、適切な助言、援助を行う。	民生・児童委員にゲートキーパー研修を勧めることにより、リスクの高い相談者に早期に気づき、行政につなぐ等の役割を担ってもらうようにしていきます。	②高齢者 ④子ども・若者	福祉総務課
②	ファミリーサポートセンター事業	「子育てを応援したい人」「子育てを応援してほしい人」が会員となり、地域社会全体で子育てを助け合う会員組織の運営	提供会員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へつなぐ等の対応を強化します。	④子ども・若者	子育て支援課
②	認知症サポーター養成講座	認知症についての理解を深めてもらう講座を開催し、誰もが認知症に対する正しい知識を持ち、地域で支えあうことができるよう認知症サポーターを養成する。	認知症についての理解に加え、自殺対策に関する研修を実施することで、認知症の人や家族等の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、地域のゲートキーパーとしての役割も担ってもらうようにしていきます。	②高齢者	地域包括ケア推進課
②	公園ボランティア	公園緑地の清掃等日常管理を行う。	町内活動（公園清掃）を促進させ、近隣住民がゲートキーパーの役割を担うことで、近隣住民が見守りあう地域づくりを進めます。		水と緑の課
②	地域花壇づくり	「ガーデンシティみしま推進事業」の一環で、グループで公共性の高い場所に花壇づくりを行う。	ボランティア活動を促進させ、近隣住民がゲートキーパーの役割を担うことで近隣住民が見守りあう地域づくりを進めます。		水と緑の課
(3) 学校教育・社会教育に関わる人への研修					
①	生徒指導関連の研修等の開催	生徒指導関連の研修等を開催する	市教育委員会主催の生徒指導関連の研修等で教材の配布や情報提供を行うことで、自殺対策への理解を促進します。	④子ども・若者	健康づくり課 学校教育課
②	教職員向けゲートキーパー養成講座	教職員に対し、周囲の人の自殺の危険を示すサインに気づき、困難を抱える人の心情を踏まえた適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。	児童生徒の身近な存在である教職員等に研修に参加してもらうことで、児童生徒の心の育成や相談しやすい環境の整備を図ります。	④子ども・若者	健康づくり課 学校教育課
基本施策3 市民への啓発と周知					
(1) リーフレット等啓発グッズの作成と周知					
①	窓口相談	各種手続きに関する窓口受付・相談業務	どこに相談したらよいか迷っている人が、どの窓口に行けばいいかと訪れたとき、パンフレットを渡して相談窓口を紹介します。		市民課 他
①	犯罪被害者相談	犯罪被害者やその家族に対する窓口相談業務	犯罪被害者が困難や問題に直面し、自殺リスクが高まることのないよう、犯罪被害者支援センター等の心身のケアを行っている団体を紹介します。		地域協働・安全課
①	外国籍市民相談	相談業務における外国語通訳	外国籍市民相談のいじめ等自殺に繋がる相談の際に通訳をします。	④子ども・若者	地域協働・安全課
①	国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療制度に係る窓口受付・相談業務	各制度に係る窓口受付・相談業務	窓口での受付や相談の際、通常の手続きを案内する中で、自殺の主な原因である「健康問題」、「経済・生活問題」に関し、本人の状況から、よりリスクの高い状況と感じられた場合は、保健センターや三島市生活支援センター等の相談機関を案内します。	①勤務・経営 ②高齢者 ③生活困窮者	保険年金課

区分	事業名	事業概要	生きる支援の視点を加えた実施内容	重点施策	担当課
①	重複多受診者訪問指導	保健師が被保険者を訪問し、療養上の日常生活指導や受診に関する指導を行うことにより、適正が受診行動を促す。 ※市及び静岡県後期高齢者医療広域連合が実施。	重複多受診者訪問指導において、精神科等への多受診・重複受診者に対する保健師による訪問指導時に、本人の状況に応じて、自殺対策のパンフレットを本人または家族に渡して相談窓口を案内するよう、要望してまいります。	②高齢者	保険年金課
①	精神保健に関する相談や訪問指導	精神疾患、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、支援機関と連携して、健康支援を行う。	体調不良を訴える市民に対し、話を伺い、相談先や診療科のわかるチラシ等を配布します。	①勤務・経営 ②高齢者 ③生活困窮者 ④子ども・若者	健康づくり課
①	総合健康相談会	月に1回保健センターで健康に関する相談を受ける。	体調不良を訴える市民に対し、話を伺い、相談先や診療科のわかるチラシ等を配布します。		健康づくり課
①	電話・面接相談	心身の健康等に関する様々な電話・面接相談業務	体調不良を訴える市民に対し、話を伺い、相談先や診療科のわかるチラシ等を配布し情報周知を図ります。		健康づくり課
①	家庭訪問	各家庭を訪問し、健康に関する相談について助言指導を行う。	体調不良を訴える市民に対し、話を伺い、相談先や診療科のわかるチラシ等を配布し情報周知を図ります。		健康づくり課
①	乳児家庭全戸訪問事業	新生児の保育、養育環境、疾病予防等について助言、指導を行うとともに、産婦の体調管理も合わせて行う。	体調不良を訴えたり、産後の育児不安や負担の強い産婦に関しては、その訴えを傾聴し、相談先や診療科のわかるチラシ等を配布し情報周知を図ります。	④子ども・若者	健康づくり課
①	母子保健各種健診・教室・相談時の個別面接	各種健診や教室・相談時における個別での面接業務	面接時に保護者の体調について伺う中で、体調の不安を訴える人については、その訴えについて傾聴し、相談先や診療科のわかるチラシ等を配布し情報周知を図ります。		健康づくり課
①	酒害相談	アルコールに関する悩み全般に対する相談事業	リーフレット配布を行うことにより、市民への啓発の機会としてまいります。		健康づくり課
①	健康教室	健康課題に応じた教室の開催	教室において生きる支援に関する様々な情報や相談先を掲載したリーフレットを配布することで、より地域に自殺予防に関する情報の周知を図ります。		健康づくり課
①	出前講座	市内にある各種団体、グループ、企業等からの要望に応じた健康講座や、保健委員会が地区で開催する健康関連の講座	講座において生きる支援に関する様々な情報や相談先を掲載したリーフレットを配布し、自殺予防に関する情報の周知を図ります。		健康づくり課
①	インフルエンザ予防接種	病気に対する免疫力をつけ、感染症の発生及び重症化予防のために65歳以上の高齢者、15歳、18歳を対象として予防接種を行う。	接種対象となる高齢者、若者世代は自殺リスクを抱えやすい世代でもあるため、通知の際に生きる支援に関する様々な情報の周知を図ります。	②高齢者 ④子ども・若者	健康づくり課
①	みしま健幸大学	市民を対象に健康に関する様々な講座を開催	講座において生きる支援に関する様々な情報や相談先を掲載したリーフレットを配布し、自殺予防に関する情報の周知を図ります。		健康づくり課
①	人権相談事業	人権擁護委員による日常生活や職場などにおけるいじめや差別、嫌がらせ等人権に関する問題の相談	自殺のリスクを抱えた相談者がいた場合には、適切な機関につなぐ役割を担います。		福祉総務課
①	民生・児童委員活動	地域の高齢者、障がい者、児童、生活困窮者など支援を必要とする人々からの相談を受け、適切な助言、援助を行う。	生きる支援に関する様々な情報や相談先を掲載したリーフレットを民生・児童委員が配布することで、より地域に自殺予防に関する情報の周知を図ります。	②高齢者 ④子ども・若者	福祉総務課
①	地域支援事業（保護者間交流）	先天性の疾患やその疑いがある子どもを養育中の保護者同士の交流	同じような悩みを持つ保護者同士が交流する場と機会を設け、地域での孤立防止や不安軽減を図ります。	④子ども・若者	発達支援課
①	家族介護教室	要介護高齢者を介護する家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための教室を開催	講習会は、家族との接触を通じて、支援者（家族）の異変を察知する機会とし、家族の負担軽減を通じて、介護の負担から起こる心中等の防止に努めます。	②高齢者	地域包括ケア推進課
①	納税相談	市税の納付が困難な市民に対する納付相談	自殺の要因となり得る生活困窮などの訴えに対して、パンフレット等を渡して支援機関や相談窓口を紹介します。	③生活困窮者	市税収納課
①	いじめ電話相談	いじめに関する電話相談業務	学校以外の場で相談できる機会を提供することにより、早期の問題行動発見・対応につなげます。	④子ども・若者	学校教育課
(2) 市民向け講演会やイベントの開催					
①	自殺予防普及啓発活動	本人及び周囲の人が心の変化や自殺の危険を表すサインに気づき、早期に対応できるよう、自殺予防に関する知識の普及啓発事業	講演会、キャンペーン、広報活動等の対象の拡大を検討し、普及啓発を進めます。		健康づくり課
①	市民すこやかふれあいまつり事業	市内で活動しているボランティア団体や福祉施設の活動のPRとイベント	ブースの設置やパンフレット配布等により市民に対する自殺対策の情報発信を行う機会を提供します。		福祉総務課
①	DV防止啓発活動	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動	啓発活動を行う中で、自殺予防に関する相談機関についても情報提供を行い、周知を図ります。	④子ども・若者	政策企画課
①	ワーク・ライフ・バランスの啓発活動	セミナーの開催を通してワーク・ライフ・バランスについての啓発を行う。	セミナーの開催を通してワーク・ライフ・バランスについての啓発を行うことで、セルフケアの向上と過重労働等に起因する自殺リスクの軽減を図ります。	①勤務・経営	政策企画課

区分	事業名	事業概要	生きる支援の視点を加えた実施内容	重点施策	担当課
①	消費生活関連イベントの開催	消費者教育を推進するため、消費生活に関する講座、イベントを開催	消費生活に関する講座等において、生きることの包括的な支援を意図した内容を盛り込むことで、自殺対策への理解の促進を図ります。		市民生活相談センター
①	消費者教育推進事業	消費者教育を推進するため、学校や地域等の団体向けに出前講座を実施	学校や地域等の団体向けに出前講座を実施し、いざトラブルに巻き込まれてしまった時の対応方法や、「SOSの出し方に関する教育」の実践を学ぶ機会を提供します。	②高齢者 ④子ども・若者	市民生活相談センター
①	経営支援等に関するセミナーの開催	商工会議所との連携による経営支援等に関するセミナーの開催	商工会議所と連携し、経営支援等に関するセミナーを開催し、中小企業の不安を解消し、自殺のリスクを軽減していきます。	①勤務・経営	商工観光課
(3) メディア媒体を活用した啓発活動					
①	自殺予防街頭キャンペーン	県と協力し、自殺予防週間に三島駅前等にて自殺予防に関する知識の普及啓発を行うキャンペーン事業	地域支援団体や地域の活動団体等にキャンペーンスタッフとして参加してもらい、報道機関からの取材を受けることで、当該活動の啓発を促進します。		健康づくり課
②	市役所玄関ロビー展示	各担当課からの情報発信を行う。	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間にあわせて、市役所玄関に自殺対策に関する啓発ブースを設置し、普及啓発を行います。		健康づくり課
②	資料の提供	市民への情報周知のため、チラシ、パンフレット等を施設に配架する。	自殺対策に関するパンフレット等を配架し、市民に情報提供を行い、理解促進を図ります。		生涯学習課 各公民館
②	企画展示と情報提供	図書館で実施する企画展示	3月の自殺対策強化月間にあわせて、関連資料やパンフレットを集め、展示コーナーで紹介し、また、資料を紹介する資料ガイドを作成し、展示コーナーや健康づくり課開催の健診等で配布し、普及啓発を行うとともに、居場所としての役割を担います。		図書館
③	広報みしまの発行	三島市による年間20回の広報誌の発行業務	自殺予防普及啓発のお知らせ、各種団体の連絡先などを発信していきます。		広報広聴課
③	ホームページを通じた情報発信	ホームページでの広報事業	自殺予防普及啓発のお知らせ、各種団体の連絡先などを発信していきます。	④子ども・若者	広報広聴課
③	エフエムみしま・かななみを通じた情報発信	エフエムみしま・かななみが行う情報発信業務	自殺予防普及啓発のお知らせ、各種団体の連絡先などを発信していきます。	④子ども・若者	広報広聴課
③	有線テレビ広報事業	有線テレビでの広報事業	自殺予防普及啓発のお知らせ、各種団体の連絡先などを発信していきます。		広報広聴課
③	SNSを活用した情報発信	SNSでの広報事業	自殺予防普及啓発のお知らせ、各種団体の連絡先などを発信していきます。	④子ども・若者	広報広聴課
(4) 地域や学校と連携した情報の発信					
①	保健委員会活動	町内より推薦された保健委員が中心となり、「自分の健康は自分たちで守る」という健康意識の高揚を図り、地域に根付いた活動を実施する。	生きる支援に関する様々な情報や相談先を掲載したリーフレットを保健委員から配布することで、より地域に自殺予防に関する情報の周知を図ります。	②高齢者 ③生活困窮者 ④子ども・若者	健康づくり課
②	自殺予防普及啓発活動	本人及び周囲の人が心の変化や自殺の危険を表すサインに気づき、早期に対応できるよう、自殺予防に関する知識の普及啓発事業	PTAや地域の関係団体と連携した普及啓発活動に努めます。 いじめの問題や心のケア等と関連づける形で自殺の実態や自殺のリスク等についても取り上げていきます。	④子ども・若者	健康づくり課 学校教育課 生涯学習課
基本施策4 生きることへの促進要因への支援					
(1) いきがい、居場所づくり活動					
①	地域活動団体	「地域の事は地域のみんで支えあう」を合言葉に、様々な自主的活動グループの育成や支援を行う。	地域の活動団体に対して自殺対策に関する研修を周知し、実施することで、市民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらうようにしていきます。		健康づくり課 地域協働・安全課 子育て支援課 地域包括ケア推進課
①	子ども・子育て推進事業（ようこそ三島で子育て応援サロン）	みしまめ育児サポーターを派遣して、双子や三つ子のいる家庭や2歳未満の乳幼児を2人以上養育している家庭を訪問サポートする事業	「ようこそ三島で子育て応援サロン」では、子育て中の母親の孤立化を防ぎ、自殺リスクを軽減します。	④子ども・若者	子育て支援課
①	地域子育て支援センター事業	地域子育て支援センターの運営管理事業	子育て世帯の交流や子育て相談により不安等を解消し、自殺リスクを軽減します。		子育て支援課
①	地域支援事業（保護者間交流）	先天性の疾患やその疑いがある子どもを養育中の保護者同士の交流の場を提供する。	同じような悩みを持つ保護者同士が交流する場と機会を設け、地域での孤立防止や不安軽減を図り、自殺リスクを軽減します。	④子ども・若者	発達支援課
①	認知症家族会	認知症の人の家族や、介護している人が情報交換や悩みなどを話せる場を提供するとともに、家族会の活動を支援する。	介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支え合い（※支援者への支援）を推進し、自殺リスクを軽減します。	②高齢者	地域包括ケア推進課
①	家族介護教室	要介護高齢者を介護する家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための教室を開催	講習会は、家族との接触を通じて、支援者（家族）の異変を察知する機会とし、家族の負担軽減を通じて、介護の負担から起こる心中等の防止に努めます。	②高齢者	地域包括ケア推進課
①	認知症カフェ	認知症についての相談、情報提供、普及啓発を行うとともに、認知症の人やその家族、地域住民、ボランティア、専門職など誰もが参加できる場所を提供する	認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いを推進し、自殺リスクを軽減します。	②高齢者	地域包括ケア推進課

区分	事業名	事業概要	生きる支援の視点を加えた実施内容	重点施策	担当課
①	生きがい教室事業	高齢者の心身の健康保持及び教養の向上を図ることにより高齢者が介護を必要とする状態になることを予防するために、市立小学校の余裕教室等を利用し、レクリエーションや講座・各種趣味活動を行う。	教室に参加することにより、介護予防に寄与するとともに、地域とのつながりが出来、引きこもり等のうつ状態になることを予防し、自殺リスクを軽減します。	②高齢者	地域包括ケア推進課
①	ふれあい教室（適応教室）の設置	小中学校における不登校問題に対応するため、ふれあい教室を設置し、その解消を図るために様々な取組を実施する。	不登校の子どもは本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もある。そうしたリスクに対して、スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげます。	④子ども・若者	学校教育課
①	居場所の提供、見守り	基本的に誰でも自由に過ごすことのできる図書館の管理業務	図書館は基本的に誰でも自由に過ごせる場所となっています。図書館本館がある生涯学習センターの2階には青少年相談室があり、学校に行きづらいと感じている子どもたちも来館しており、2階の学習室の利用や視聴覚資料の視聴・閲覧、1階の図書の出納などの利用があるため、必要に応じ見守りを行い、孤立を予防します。	①勤務・経営 ②高齢者 ④子ども・若者	図書館
②	地域コミュニティ連絡会	各小学校区単位でその地域で活動している団体のリーダーが出席し、地域の課題について話し合い、地域の住民として何が出来るかを主体的に考えてもらう機会とする。	独居老人の居場所づくりや、子どもの見守り等地域の課題について話し合うことで、地域のつながりを深め、自殺のリスクに早期に対応できる地域づくりにつなげていきます。	②高齢者 ④子ども・若者	地域協働・安全課
②	地域活動育成支援事業	「健康は地域みんなで支えあう」を合言葉に、健康づくりを実践する様々な自主的活動グループの育成や支援を行う。	各団体のリーダーに自殺対策に関する研修を実施することで、住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、地域のゲートキーパーとしての役割を担ってもらうようにしていきます。		健康づくり課
②	みしまおうちごはんの日啓発事業（シール配布、広報等）	毎月19日の「食育の日」を「みしまおうちごはんの日」として進める食育に関する啓発事業	毎月19日の「食育の日」を「みしまおうちごはんの日」として、共食の促進をし、人とのつながりを強化することで促進要因を増やします。	②高齢者 ④子ども・若者	健康づくり課
②	健幸マイレージ	健康に関する様々な活動に対してポイントを付与し、抽選による景品を用意して、健康に関する活動を促進する。	健康に関する取り組みにポイントを付与し、健康づくりを意識するきっかけとし、生きがいづくりとしての役割を担います。		健康づくり課
②	みしま健幸大学	市民を対象に健康に関する様々な講座を開催	市内で各講座を実施することで外出機会の創出を図り、生きがい・きずなづくりの場を提供します。		健康づくり課
②	職域スポーツ応援事業	三島成人式記念駅伝大会に「企業の部」を新設し、また、事業所内においてスポーツ活動をしているクラブ・サークル・同好会等に対して補助金を交付するなどして、ビジネスパーソンのスポーツ実施率の向上を図る。	職場内の運動クラブ活動の活性化を図ることにより身体やメンタル面での健康を促し、職員間のコミュニケーションを図る場を創出し自殺のリスク要因を減らします。	①勤務・経営	スポーツ推進課
②	小学校区体育振興会補助金	地域スポーツ振興及び地域住民の健康増進、体力向上を図るために行われる各小学校区の体育振興会のスポーツ教室等にかかる事業費の一部を補助する。	各小学校区体育振興会が実施しているスポーツ大会やスポーツ教室を通して、健康増進や住民同士のつながりを深め自殺のリスク要因を減らします。		スポーツ推進課
②	子どもは地域の宝事業	自治会や町内会が行う子どもの誕生をお祝いする事業	子育て世帯と地域との絆を強め、地域で見守ることで孤立化を防ぎ、自殺リスクを軽減します。		子育て支援課
②	加茂住宅A棟シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）	加茂住宅A棟に入居する高齢者が自立して安全、快適に生活できるよう日中の安否確認や相談受付をする生活相談所の配置	入居者の見守りを行う生活相談所職員との交流により、外部とのつながりが出来、引きこもり等のうつ状態になることを予防し自殺リスクを軽減します。	②高齢者	地域包括ケア推進課
②	公園ボランティア	公園緑地の清掃等日常管理を行う。	町内活動（公園清掃）を促進させ、近隣住民との交流を生じさせることで、孤立を予防し、生きる為の促進要因として機能します。		水と緑の課
②	地域花壇づくり	「ガーデンシティみしま推進事業」の一環で、グループで公共性の高い場所に花壇づくりを行う。	ボランティア活動を促進させ、近隣住民との交流を生じさせることで、孤立を予防し、生きる為の促進要因として機能します。		水と緑の課
（2）自殺リスクを抱える可能性のある人への支援					
①	犯罪被害者相談	犯罪による被害等に関する窓口相談業務	犯罪被害者が困難や問題に直面し、自殺リスクが高まることのないよう、犯罪被害者支援センター等の心身のケアを行っている団体を紹介します。		地域協働・安全課
①	交通事故相談及び交通事故法律相談	交通事故に係る相談、交通事故被害者支援活動に関し、公正適切に解決するための教示、指導、関係機関への斡旋を行い、交通事故被害者等の救済に寄与する。	交通事故は心身の健康問題に影響を及ぼすと考えられるので、困難や問題に直面し、自殺リスクが高まることのないよう、関係団体を紹介します。		地域協働・安全課
①	外国籍市民相談	外国語による相談業務	外国籍市民相談を受ける中で、いじめ等自殺につながり得る相談を受けた際に、相談窓口を紹介する事により、自殺のリスクの軽減を図ります。	④子ども・若者	地域協働・安全課
①	重複多受診者訪問指導	精神科等への多受診・重複受診者に対して訪問指導を行い、適正な受療行動の支援を行い、医療費の適正化を図る。 ※市及び静岡県後期高齢者医療広域連合が実施。	精神科等への多受診・重複受診者に対する保健師による訪問指導時に、本人の状況に応じて、自殺対策のパンフレットを本人または家族に渡して相談窓口を案内します。	②高齢者	保険年金課

区分	事業名	事業概要	生きる支援の視点を加えた実施内容	重点施策	担当課
①	精神保健に関する相談や訪問指導	精神疾患、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、支援機関と連携して、健康支援を行う。	適切な情報提供と関係機関と連携を図り、その家族等のサポートも実施することで、自殺ハイリスク者のリスクの低減を図り、その周囲の支援も行います。	①勤務・経営 ②高齢者 ③生活困窮者 ④子ども・若者	健康づくり課
①	母子手帳交付時妊婦相談	母子手帳交付時や転入時に妊婦相談を行い、妊娠期から出産、育児までの切れ目ない支援を行う。また、特定妊婦の把握と支援を行う。	妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦に対する相談を行い、出産後の育児不安の軽減を図るとともに、産後うつ予防に努めます。また、関係機関と連携を図り、自殺リスクの低減を図ります。	④子ども・若者	健康づくり課
①	乳児家庭全戸訪問事業	新生児の保育、養育環境、疾病予防等について助言、指導を行うとともに、産婦の体調管理も合わせて行う。	体調不良を訴えたり、産後の育児不安や負担の強い産婦に関してはその訴えを傾聴するとともに適切な情報提供と関係機関と連携を図り支援を進めます。	④子ども・若者	健康づくり課
①	総合健康相談会	月に1回保健センターで健康に関する相談を受ける。	体調不良を訴える市民に対し、話を伺い、相談先や診療科のわかるチラシ等を配布し、促進要因を増やします。		健康づくり課
①	電話・面接相談	心身の健康等に関する様々な電話・面接相談業務	体調不良を訴える市民に対し、話を伺い、適切な情報提供と関係機関と連携を図り支援を進めます。		健康づくり課
①	産婦健診	出産後間もない産婦に対する健康診査事業	産後うつ予防や虐待予防の観点から、産後2週と4週後に心の健康チェック等を行い、うつ傾向のスクリーニングを医療機関にて実施し、フォローの必要なケースについては連絡票にて連携を図ります。		健康づくり課
①	母子保健健康診査事業（妊婦健診・乳幼児健診）	妊産婦及び乳幼児の健全な育成を図ることを目的に各種健診を実施する。	健康診査の受診を促し、個々が健康管理ができるよう努めます。	④子ども・若者	健康づくり課
①	健康診査事業	自らの健康状態を把握し、健康についての自覚を高め健康の保持増進を図るとともに、病気の早期発見早期治療を目的として、特定健診、健康診査及び各種がん検診を実施する。	健康診査の受診勧奨を推進し、個々の健康度の向上を図ります。	①勤務・経営	健康づくり課
①	家庭訪問	各家庭を訪問し、健康に関する相談について助言指導を行う。	訪問時、体調不良を訴える人については、その訴えを傾聴し、適切な情報提供と関係機関と連携を図り支援を進めます。		健康づくり課
①	母子保健各種健診・教室・相談時の個別面接	母子保健各種健診や教室・相談時における個別での面接業務	面接時に保護者の体調について伺う中で、体調の不安を訴える人については、その訴えについて傾聴し、相談先や診療科のわかるチラシ等を配布し情報周知を図ります。		健康づくり課
①	生活保護施行に関する事務	最低限度の生活を保障し、その世帯の自立を助長することを目的とする社会保障制度に関する事務	生活保護受給者は、受給していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会とします。	③生活困窮者	福祉総務課
①	家庭児童相談	子育てに関する窓口及び電話での相談業務	保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減に努めます。 被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止に努めます。	④子ども・若者	子育て支援課
①	女性相談	DV被害者を保護し支援するための女性相談員による面接・電話相談	女性が何かしらの困難に直面した際の様々な問題の最初の相談窓口となり、関係機関の紹介や問題内容に応じた連携支援を行い、女性への生きることの包括的支援の窓口としての機能を担います。	④子ども・若者	子育て支援課
①	子育てコンシェルジュ相談事業	地域の子育て支援事業等の利用が円滑にできるよう、子育ての何でも相談に応じるコンシェルジュを配置。	市役所来庁者への子育て相談及び子育て世帯が集まる場所での出張相談を行う際に、保護者が抱える様々な問題を把握し、各担当機関と連携して的確に対応します。	④子ども・若者	子ども保育課
①	障害者相談員（身体・知的・精神・雇用）による相談業務	障害者相談員による相談事業	障がいのある人の抱える悩みや不安に気付き、適切な支援先に繋げることで自殺リスクを軽減します。		障がい福祉課
①	相談支援事業	障がいのある人やその家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために、必要な援助を行う。	障がいのある人が身近な地域で相談を受けることができることにより、自殺リスクを軽減します。	①勤務・経営 ②高齢者 ③生活困窮者 ④子ども・若者	障がい福祉課
①	障害者虐待の対応	障がいのある人に対する虐待への対応業務	通報・相談窓口の設置により、被害者や養護者等の話を聞き、解決策を見出すことで自殺リスクを軽減します。		障がい福祉課
①	基幹相談支援センター事業	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活ができるように情報提供など総合的に行う相談業務	民間事業所が抱える困難事例と一緒に関わる事で、事業所職員の精神的ストレスの軽減をし、自殺リスクを軽減します。	①勤務・経営 ②高齢者 ③生活困窮者 ④子ども・若者	障がい福祉課
①	相談支援事業	子どもの発達に関する不安や関わり方についての悩みなど、発達内容に応じて対応等の助言を行う。	保護者の発達や発育に関する不安や悩み、本人からの生活の困難さ等の相談に応じ、助言等を行い、適切な支援につなげることで、ストレス軽減や安心感の醸成を図り、自殺のリスクを減らします。	④子ども・若者	発達支援課

区分	事業名	事業概要	生きる支援の視点を加えた実施内容	重点施策	担当課
①	臨床心理士による幼稚園・保育所への巡回相談	臨床心理士が各園へ訪問し、実際に子どもの様子を見て支援者及び保護者に助言等を行うとともに、保護者も交えながら支援へとつなげる。	幼稚園・保育所で関わる保育や発達支援に関して助言等を行い、支援者及び保護者のストレス軽減や安心感の醸成を図り、自殺のリスクを減らします。	④子ども・若者	発達支援課
①	高齢者総合相談事業（シルバーコンシェルジュ）	地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を行うため、シルバーコンシェルジュにより初期段階での相談や、継続的・専門的な相談を行う。	問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり、各担当機関と連携して的確に対応します。	②高齢者	地域包括ケア推進課
①	地域包括支援センター相談業務	市内に地域包括支援センターを設置し、高齢者の生活を支える総合相談を行う。	問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となり、各担当機関と連携して的確に対応し高齢者の自殺予防につなげます。	②高齢者	地域包括ケア推進課
①	高齢者くらし相談事業（街中ほっとサロン）	街中ほっとサロンでの高齢者に対する相談業務	市中心部の街中で高齢者の悩みごとや困りごとの相談に応じ、適切な支援先に繋げることにより、問題の早期解決や不安軽減を図ります。	②高齢者	地域包括ケア推進課
①	介護相談	介護に関する相談業務	介護疲れ等による自殺を防ぐため、介護相談窓口で家族や当人が抱える様々な問題を把握し、各担当機関と連携して的確に対応します。	②高齢者	介護保険課
①	市民相談事業	市民生活相談センターにおいて、市民相談、法律相談、消費生活相談など各種相談を総合的に受けつける。	各種相談を総合的に受ける窓口は、自殺者の多くが複数の問題を抱えていることから、潜在的な自殺リスクの高い人々をキャッチし、必要な支援を行うことで自殺に至るまでの要因を減らします。	③生活困窮者	市民生活相談センター
①	消費対策事業	消費生活相談員による商品やサービスに対する疑問や不審なことなどの相談に対し、対処方法等のアドバイスを行う。	消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開します。		市民生活相談センター
①	M-ステによるワンストップ相談窓口	三島市と商工会議所の経営相談窓口を一本化したみしま経営支援ステーション「M-ステ」での相談業務	ワンストップ相談窓口を設置し、中小企業の課題等に寄り添うことで、経営改善等を目指すと共に、自殺のリスクを軽減します。	①勤務・経営	商工観光課
①	内職・女性就労相談	就労に悩む女性や内職を希望する市民への相談業務	就労に悩む女性や内職を希望する人への相談を行うことにより不安等を解消し、自殺のリスクを軽減します。	①勤務・経営 ④子ども・若者	商工観光課
①	スクールソーシャルワーカー派遣	各学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒の個々が抱える問題が複雑化している状況に対応する。	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定されるため、スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援を行うことにより、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減に寄与します。	④子ども・若者	学校教育課
①	青少年相談（電話・面接相談）	青少年相談室における、幼児～25歳の青少年全般にわたる電話・面接相談	相談者の抱える悩みに寄り添い、解決策について共に考えていくことで自殺のリスクを軽減し、関係機関とも連携して問題解決へつなげます。	④子ども・若者	生涯学習課
②	産後ケア事業	家族などの支援が得られない産婦を対象に市内産婦人科等に委託し、母乳ケア、乳児ケア、育児支援等を実施する。	事業を利用する産婦の中には育児不安が強かったり産後うつ傾向等、自殺リスクにつながる問題を抱えているケースもあることが想定されるため、実施医療機関との連携を図り、見守り支援を行います。		健康づくり課
②	子育てママ応援事業	育児が苦しい親、育児に疲れている親等に対し、子育て経験者が訪問して育児の援助を行う。	子育て経験者が訪問して子どもの相手をしたり、母親目線で話し相手になることで、育児の負担を軽減し、自殺リスクを軽減します。		健康づくり課
②	休日・夜間診療事業	休日・夜間等において緊急を要する市民の生命を守るために三島市医師会等への委託による救急診療事業を行う。	通常時間外で応急処置が必要な人の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺リスクにかかわる問題を抱えているケースもあることが想定されるため、必要に応じて適切な支援先につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援としていきます。		健康づくり課
②	生活保護各種扶助事務	生活扶助、教育扶助、住宅扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助に関する事業事務	扶助受給等の機会を通じて本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先に繋げ、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策として有効に機能させます。	③生活困窮者	福祉総務課
②	生活保護（法外扶助）事務	生活困窮にある外国人に対して、一般国民の生活保護決定実施の取扱いに準じて必要な保護を行う制度に関する事務	生活保護受給者は、受給していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、本人や家族の問題状況を把握し支援につなぐ上できょうけいにするなど、援助金支給の機会を自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチの機会として活用します。	③生活困窮者	福祉総務課
②	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	様々な事情から生活に困窮されている人に対し、生活と就労に関する専門の支援員により、自立に向けた相談支援、就労支援、各種事業利用のプラン作成を行う。	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、厚生労働省からの通知でも生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要であると指摘されている。そのため関連事業に関わるスタッフ間で連絡調整会議を実施したり、関連団体とのネットワーク会議の開催を通じて、両事業の連動性を高めています。	③生活困窮者	福祉総務課

区分	事業名	事業概要	生きる支援の視点を加えた実施内容	重点施策	担当課
②	生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	離職等で住居を失うおそれのある生活困窮者等に家賃相当額を一定期間支給する。	住居は基本的な生活基盤であり、その喪失の恐れや不安は自殺リスクを高めることになりかねない。住居問題を抱えている人は自殺のリスクが高まることが少ないため、自殺のリスクが高い集団にアプローチする窓口、接点としていきます。	③生活困窮者	福祉総務課
②	生活困窮者自立支援事業 (一時生活支援事業)	住居を失っている生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所や移住の提供を行い、自立相談支援事業と連携して就労等、自立に向けての支援を行う。	住居は生活の基盤であり、その喪失は自殺リスクを高めることになりかねない。宿泊場所の提供や食事の支給は、自殺リスクの高い集団への支援策として推進します。	③生活困窮者	福祉総務課
②	生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習支援事業等)	生活困窮者世帯の子どもに対し、学習支援教室や家庭訪問を通じて将来的な自立に向けての支援を行う。	子どもに対する学習支援を通じて、当人や家庭の抱える問題を察知し、支援につなぐ機会、接点としていきます。	③生活困窮者 ④子ども・若者	福祉総務課
②	生活困窮者自立支援事業 (就労準備支援事業)	ひきこもり等により、通常の就労や求職活動が難しい生活困窮者に必要な訓練・支援を一定期間実施する。	直ちに一般就労につくことが困難な人は、生活の問題やその他複合的な問題も抱え、自殺リスクが高まる場合もあるため、必要に応じて、本事業による生活・社会・就労自立の段階的な支援を実施するとともに自殺対策事業とを連動、連携させることにより、生きることの包括的支援を推進します。	③生活困窮者	福祉総務課
②	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給事務	家族との離別・死別を経験している人は自殺のリスクが高まる場合があり、そうした者がいた場合には適切な相談機関につなぐ役割を担います。	③生活困窮者	子育て支援課
②	母子世帯等児童育成手当支給事務	児童扶養手当受給者で対象児童が3人以上の市民に母子世帯等児童育成手当を支給する事務	家族との離別・死別を経験している人は自殺のリスクが高まる場合があり、そうした者がいた場合には適切な相談機関につなぐ役割を担います。	③生活困窮者	子育て支援課
②	母子世帯等医療費助成事業	母子・父子家庭等のうち所得税非課税世帯に対して、保険給付の対象となる医療費の自己負担分を助成する事業	家族との離別・死別を経験している人は自殺のリスクが高まる場合があり、そうした者がいた場合には適切な相談機関につなぐ役割を担います。	③生活困窮者	子育て支援課
②	交通遺児等扶養手当及び母子世帯等祝金支給事業	交通事故などで、両親または両親のうち主な生計維持者が死亡又は障がいの状態になった18歳以下の児童を養育している人に、交通遺児等の扶養手当を支給する事業	家族との離別・死別を経験している人は自殺のリスクが高まる場合があり、そうした人がいた場合には適切な相談機関につなぐ役割を担います。	③生活困窮者	子育て支援課
②	母子家庭等自立支援給付金事業	母子・父子家庭等の小学校入学又は中学校を卒業し、進学・就職する児童のいる世帯に祝金を支給する事業	家族との離別・死別を経験している人は自殺のリスクが高まる場合があり、そうした者がいた場合には適切な相談機関につなぐ役割を担います。	③生活困窮者	子育て支援課
②	保育所への入所事務	日常生活において、保護者及び同居の親族等が就労等によりその児童の保育に当たれない場合、保護者に代わり保育するための児童福祉施設入所に関する事務	保育所への入所手続きの中で、保護者やその家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りを行うことで、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげていきます。	④子ども・若者	子ども保育課
②	保育料徴収事務	保育所及び幼稚園の保育料算定、収納に関する事務	保育料の支払いを期限までに行うことができない保護者は、生活面において深刻な問題を抱えている可能性があるため、必要に応じて各相談窓口へ案内します。	④子ども・若者	子ども保育課
②	障害福祉サービス支給決定事務	障がいのある人に対する様々なサービス支給事業	障がいのある人の抱える様々な不安や問題に気づき、適切な支援先につなげることで、自殺リスクを軽減します。また障害福祉サービスを利用することにより介護者の負担を軽減し自殺リスクを軽減します。		障がい福祉課
②	障害児通所給付支給決定事務	障がいのある児童について、児童福祉法に基づく通所支援サービスを通して発達を支援する事業に関する事務	障がいのある児童の保護者の負担を軽減し、自殺リスクを軽減します。		障がい福祉課
②	地域生活支援事業・ライフサポート事業	移動支援事業や日中一時支援事業、日常生活用具給付等事業、意識疎通支援事業などを実施し、障がいのある人の在宅生活を支援する。また療育手帳の交付対象とならない発達に障がいのある人等に対するヘルパー派遣、デイサービス等の福祉サービスを提供する。	サービスを利用することにより介護者の負担を軽減し、自殺リスクを軽減します。		障がい福祉課
②	成年後見制度関連事務	知的障がい又は精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人について、その人の権利を守る援助者を選ぶことで法的に支援する制度に関連する事務を行う。	成年後見制度の申立て支援（市長申立て）を行うことにより、障がいのある人や支援者の負担軽減と安心感に繋げ、自殺のリスクを減らします。		障がい福祉課
②	障害者差別解消推進事業	障がい者差別解消に向けた事業	不当な差別又は合理的配慮において、相談内容の如何によって負担が過重でない場合を除き、社会的障壁の除去をしていくことで、障がいのある人の負担軽減を図り、自殺リスクを減らします。		障がい福祉課
②	児童発達支援事業	発達や成長に関して配慮が必要な就学前の幼児とその保護者を対象に行う相談や支援事業	発達や成長に配慮が必要な子どもが、さまざまな活動等を通じ、「できる」体験を積み重ねることで、「生きる力」を育みます。	④子ども・若者	発達支援課
②	親子教室の開催	発達に配慮が必要な子どもと親を対象にした親子教室等の開催し、子どもの成長や親子での関わりを支援する。	発達や成長に配慮が必要な子どもが、さまざまな活動等を通じ、「できる」体験を積み重ねることで、「生きる力」を育みます。	④子ども・若者	発達支援課

区分	事業名	事業概要	生きる支援の視点を加えた実施内容	重点施策	担当課
②	通所支援事業	児童福祉法に基づく障がい児等通所サービス、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援等のサービスを提供する。	発達や成長に配慮が必要な子どもが、さまざまな活動等を通じ、「できる」体験を積み重ねることで、「生きる力」を育みます。	④子ども・若者	発達支援課
②	養護老人ホームへの入所(入所判定委員会)	養護老人ホーム(65歳以上の人で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な人を入所させ、その人が自立した日常生活を営み、社会的な活動に参加するために必要な指導、訓練及び相談その他の援助を行う施設)入所措置を適正に行うために開催する。	老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りを行うことで、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげていきます。	②高齢者	地域包括ケア推進課
②	成年後見制度関連事務	認知症などにより判断能力が十分ではない人について、その方の権利を守る援助者を選ぶことで法律的に支援する制度に関連する事務を行う。	成年後見制度の申立て支援(市長申立て)を行うことにより、認知症高齢者や支援者の負担軽減と安心感に繋げ、自殺のリスクを減らします。	②高齢者	地域包括ケア推進課
②	自立者等援助員派遣事業	基本的な生活習慣が欠如していたり、コミュニケーションが上手に取れないことから社会適応が困難な高齢者や、急な傷病により家事や身のまわりの片付けの援助が必要な高齢者にヘルパーの派遣を行う。	サービスを利用することにより介護者及び利用者の心身の負担を軽減し、自殺リスクを軽減します。	②高齢者	地域包括ケア推進課
②	職員の健康管理事務(産業保健師による健康相談・職員健康相談業務委託・ストレスチェックの実施)	市職員に対する健康管理業務	ソーシャルワーカーなどによる心身の健康相談を市内医療機関に委託し、悩みを持つ職員が健康相談を受けることができる体制をとり、心身の健康の保持に努めます。 ストレスチェックの実施により、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止し心の健康を図り、また、集団分析を活用することにより、職場環境の改善を図ることで、自殺予防を行います。 人事課に配置している嘱託産業保健師が仕事に対するストレスを感じている職員と随時面接を行い、健康相談を引き続き実施します。	①勤務・経営	人事課
②	職員の研修事業	市職員に対する研修事業	新人研修や階層別研修等でメンタルヘルスに関する研修を行い、職員に対するストレスへの対処方法などの理解を深め、自殺のリスクを軽減します。	①勤務・経営	人事課
②	中小企業資金融資事業	事業者に対し融資支援を行う	事業者に対し融資支援を行うことにより経営改善等を図り、自殺のリスクを軽減する。	①勤務・経営	商工観光課
②	市営住宅管理事業(入居管理等)	市営住宅への入居を希望する市民に対する手続業務	住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供することで、リスクが高い対象者に対する窓口となり、自殺リスクを軽減します。	③生活困窮者	建築住宅課
②	市営住宅管理事業(収納事務)	家賃を滞納している市営住宅居住者に対する相談事業	生活面で深刻な課題を有する家賃滞納者との折衝を基に、様々な支援機関に繋がります。	③生活困窮者	建築住宅課
②	市営住宅管繕事業	市営住宅の管理事業	安全・安心な住まいを提供できるよう、市営住宅の改善工事により内装、設備機器の改修や、緊急通報装置の整備を行うことで、見守り支援を実施します。		建築住宅課
②	住宅セーフティーネット事業	高齢者や障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対する専用住宅の案内	専用住宅の案内の際に、関連情報の周知を行います。	②高齢者 ④子ども・若者	建築住宅課
②	管理地のパトロール	三島駅北口広場と整備中の都市計画道路について管理を行う。	自殺リスクが高いと思われるホームレスへの対応のため、ホームレスの居所となっているか、不審車両等がないか管理地のパトロールを実施し、状況を報告します。	③生活困窮者	都市整備課
②	公園使用の適正化指導に関する事務	公園使用の適正化指導を行う。	自殺リスクが高いと思われるホームレスへの対応のため、所管している公園等のパトロールを実施して、ホームレスの状況を担当課に報告します。	③生活困窮者	水と緑の課
②	道路及び河川使用の適正化指導に関する事務	道路及び河川使用の適正化指導を行う。	自殺リスクが高いと思われるホームレスへの対応のため、所管している道路・河川のパトロールを実施して、ホームレスの状況を担当課に報告します。	③生活困窮者	土木課
②	教職員のストレスチェックの実施	教職員を対象としたストレスチェック	ストレスチェックを実施し、結果を活用することで教職員に対する支援を行います。	①勤務・経営	学校教育課
(3) 自殺未遂者への支援					
①	精神保健に関する相談や訪問指導	精神疾患、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、支援機関と連携して、健康支援を行う。	自殺未遂者への支援として、県と協力し、自殺未遂者及びその家族等身近な人に対しても相談、支援体制の強化を図ります。	①勤務・経営 ②高齢者 ③生活困窮者 ④子ども・若者	健康づくり課
①	精神保健に関する相談や訪問指導	精神疾患、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、支援機関と連携して、健康支援を行う。	自殺未遂者への支援として、県と協力し、自殺未遂者及びその家族等身近な人に対しても相談、支援体制の強化を図ります。	①勤務・経営 ②高齢者 ③生活困窮者 ④子ども・若者	障がい福祉課
②	自殺予防普及啓発活動	本人及び周囲の人が心の変化や自殺の危険を表すサインに気づき、早期に対応できるよう、自殺予防に関する知識の普及啓発を行う。	県の「精神科救急情報ダイヤル」による電話相談や「静岡いのちの電話」等、緊急時の相談事業について情報提供に努めます。		健康づくり課

区分	事業名	事業概要	生きる支援の視点を加えた実施内容	重点施策	担当課
(4) 遺された人への支援					
①	自殺予防普及啓発活動	本人及び周囲の人が心の変化や自殺の危険を表すサインに気づき、早期に対応できるよう、自殺予防に関する知識の普及啓発を行う。	残された人への支援として、県と協力し、市のホームページや広報、相談窓口で自死遺族のための各種相談先の情報や相談会、自死遺族のつどい（東部わかちあいの会）等の情報周知に努めます。		健康づくり課
②	各種届出の受付事務	各種手続きに関する届け出の受付業務	死亡届時に配布する「死亡に伴う手続きのご案内」に合わせて、こころの相談窓口情報を案内します。		市民課
②	徴収金、使用料の回収業務	国民健康保険給付費返納金及び第三者納付金、後期高齢者医療に係る徴収金の収納を行う。	自殺の要因となり得る生活困窮などの訴えに対して、パンフレット等を渡して支援機関や相談窓口を紹介します。	③生活困窮者	保険年金課
②	徴収金、使用料の回収業務	保育所及び幼稚園の保育料算定、収納に関する事務	自殺の要因となり得る生活困窮などの訴えに対して、パンフレット等を渡して支援機関や相談窓口を紹介します。	③生活困窮者 ④子ども・若者	子ども保育課
②	徴収金、使用料の回収業務	介護保険料の収納を行う。	自殺の要因となり得る生活困窮などの訴えに対して、パンフレット等を渡して支援機関や相談窓口を紹介します。	③生活困窮者	介護保険課
②	徴収金、使用料の回収業務	市税に係る徴収金の収納を行う。	自殺の要因となり得る生活困窮などの訴えに対して、パンフレット等を渡して支援機関や相談窓口を紹介します。	③生活困窮者	市税収納課
②	徴収金、使用料の回収業務	市営住宅使用料等の収納を行う。	自殺の要因となり得る生活困窮などの訴えに対して、パンフレット等を渡して支援機関や相談窓口を紹介します。	③生活困窮者	建築住宅課
②	徴収金、使用料の回収業務	墓園の使用料及び年間管理料等の収納を行う。	自殺の要因となり得る生活困窮などの訴えに対して、パンフレット等を渡して支援機関や相談窓口を紹介します。	③生活困窮者	水と緑の課
②	徴収金、使用料の回収業務	放課後児童クラブ使用料の収納を行う。	自殺の要因となり得る生活困窮などの訴えに対して、パンフレット等を渡して支援機関や相談窓口を紹介します。	③生活困窮者	教育総務課
③	精神保健に関する相談や訪問指導	精神疾患、障がいのある人やその家族からの相談に応じ、支援機関と連携して、健康支援を行う。	学校、職場等における重大な事件、事故等の直後に緊急支援として、周りの人に対応しPTSDなどの二次的障害を未然に防ぐため、静岡県こころの緊急支援チームと連携し、適切に対応します。	①勤務・経営 ②高齢者 ③生活困窮者 ④子ども・若者	健康づくり課
(5) 大規模災害発生時における被災者の支援					
①	避難所運営	災害時に被災した市民に対し、生活の場を確保、提供する。	避難所に相談・交流の場を設置し、地域内で避難者の状況を共有し合うことで、気づきの場としてもらうようにします。		危機管理課
①	災害時医療救護対策事業	災害時における医療救護活動とそれに続く健康支援体制の整備を行う。	災害時の緊急支援として、関係機関、県と連携して自殺リスクの軽減する適切な対応できるよう、平時より支援の在り方を検討します。		健康づくり課
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育					
(1) 学校等におけるSOSの出し方に関する教育の実施					
①	SOSの出し方に関する教育	命の尊さについて考える一環として、出前教育等で児童生徒を対象にした心の健康やSOSの出し方に関する教育を実施	公立中学校において、児童生徒を対象にした心の健康やSOSの出し方に関する教育を実施します。	④子ども・若者	学校教育課
①	出前講座	市内にある各種団体、グループ、企業等からの要望に応じた健康講座や、保健委員会が地区で開催する健康関連の講座	命の尊さについて考える一環として、出前教育等で児童生徒を対象にした心の健康やSOSの出し方に関する教育の必要性について周知し、希望団体等に実施します。	④子ども・若者	健康づくり課
①	消費者教育推進事業	消費者教育を推進するため、学校や地域等の団体向けに出前講座を実施	学校や地域等の団体向けに出前講座にて情報提供し、いざトラブルに巻き込まれてしまった時の対応方法や、「SOSの出し方に関する教育」の実践につなげられるようにしていきます。	②高齢者 ④子ども・若者	市民生活相談センター
②	SOSの出し方に関する教育	命の尊さについて考える一環として、出前教育等で児童生徒を対象にした心の健康やSOSの出し方に関する教育を実施	学校を通じて心の健康について、SOS発信の情報や様々な相談先の情報をまとめたリーフレットを配布し、児童生徒や養護教諭、教職員等への自殺対策の理解を深めます。	④子ども・若者	健康づくり課
③	いじめ電話相談	いじめに関する電話相談業務	SOS発信の場でもある本窓口を周知し、早期に相談を受けることで、自殺のリスクを軽減し、相談の中でも情報提供を行い関係機関と連携を図ります。	④子ども・若者	学校教育課
③	スクールソーシャルワーカー派遣	各学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒の個々が抱える問題が複雑化している状況に対応する。	さまざまな課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等の相談を受ける中でSOS発信に関する情報提供を行うことで、自ら相談することができるようになり、対応をしていきます。	④子ども・若者	学校教育課
③	ふれあい教室（適応教室）の設置	小中学校における不登校問題に対応するため、ふれあい教室を設置し、その解消を図るために様々な取り組みを実施する	ふれあい教室の中で、SOS発信に関する情報提供を行うことで、自ら相談することができるようになり、対応をしていきます。	④子ども・若者	学校教育課

区分	事業名	事業概要	生きる支援の視点を加えた実施内容	重点施策	担当課
(2) SOSの出し方に関する教育に対する理解の促進					
①	育児相談・健康相談	育児や心身の健康等に関する様々な電話、面接相談業務	児童生徒とその保護者の抱える様々な相談に対応する教育機関以外の関係機関に対して心の健康やSOS発信についての情報提供を行います。 また、理解の促進と受け皿としての相談の強化を図ります。	④子ども・若者	健康づくり課
①	家庭児童相談	子育てに関する窓口及び電話での相談業務	保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクを軽減します。 被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子ども、保護者に対し、SOS発信のための情報提供を行うことで、自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにつなげます。	④子ども・若者	子育て支援課
①	女性相談	DV被害者を保護し支援するための女性相談員による面接・電話相談	女性が何かしらの困難に直面した際の様々な問題の最初の相談窓口となる中で、SOS発信のための情報提供を行い、自殺リスクを抑えることにつなげます。	④子ども・若者	子育て支援課
①	青少年相談（電話・面接相談）	青少年相談室における、幼児～25歳の青少年全般にわたる電話・面接相談	相談の中で、SOS発信に関する情報提供を行い、早期に相談を受けることで自殺のリスクを軽減します。	④子ども・若者	生涯学習課